

(一重下線部分〔 〕が変更箇所。)

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">国際周波数分配の脚注</p> <p>(略)</p> <p>S5.55 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ブルガリア、グルジア、キルギス、ロシア、<u>タジキスタン及びトルクメニスタン</u>では、14-17kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.58 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、<u>カザフスタン</u>、キルギス、ロシア、<u>タジキスタン及びトルクメニスタン</u>では、67-70kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>S5.59 業務の種類地域差：<u>バングラデシュ及びパキスタン</u>では、固定業務及び海上移動業務に対する70-72kHz及び84-86kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5.65 業務の種類地域差：<u>バングラデシュ</u>では、固定業務及び海上移動業務による112-117.6kHz及び126-129kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5.67 付加分配：アゼルバイジャン、ブルガリア、モンゴル、キルギス、ルーマニア<u>及びトルクメニスタン</u>では、130-148.5kHzの周波数帯は、二次的基礎で無線航行業務にも分配する。この業務は、これらの国の領域内及び相互の間では、運用上同等の権利を有する。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">国際周波数分配の脚注</p> <p>(略)</p> <p>S5.55 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ブルガリア、ロシア、グルジア、<u>カザフスタン</u>、キルギス、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u><u>及びウクライナ</u>では、14-17kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.58 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、<u>ブルガリア</u>、グルジア、カザフスタン、キルギス、ロシア、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u><u>及びウクライナ</u>では、67-70kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>S5.59 業務の種類地域差：<u>バングラデシュ</u>、<u>イラン</u><u>及びパキスタン</u>では、固定業務及び海上移動業務に対する70-72kHz及び84-86kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5.65 業務の種類地域差：<u>バングラデシュ</u>、<u>イラン</u><u>及びパキスタン</u>では、固定業務及び海上移動業務による112-117.6kHz及び126-129kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5.67 付加分配：アゼルバイジャン、ブルガリア、モンゴル、キルギス、ルーマニア、<u>トルクメニスタン</u><u>及びウクライナ</u>では、130-148.5kHzの周波数帯は、二次的基礎で無線航行業務にも分配する。この業務は、これらの国の領域内及び相互の間では、運用上同等の権利を有する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.75 業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モルドヴァ、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びブルガリアとルーマニアの黒海地方では、海上無線航行業務による 315-325kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし、バルト海地方では、この周波数帯において海上無線航行業務又は航空無線航行業務の新設局に周波数を割り当てる場合には、関係主管庁間で事前に協議を行うことを条件とする。</p> <p>(略)</p> <p>S5.77 業務の種類地域差：オーストラリア、中国、第三地域のフランス海外県、インド、インドネシア(2005年1月1日まで)、イラン、日本、パキスタン、パプア・ニューギニア及びスリ・ランカでは、415-495kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。これらの主管庁は、435-495kHz の周波数帯の航空無線航行局が、世界的基礎で船舶局のために計画された周波数において、船舶局からの海岸局の受信に混信を生じさせないことを明確にするための実行可能なすべての必要な措置を執らなければならない(無線通信規則第 S52.39 号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5.81 <u>(未使用)</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.93 付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、ラトヴィア、リトアニア、モルドヴァ、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ロシア、タジキスタン、チャード、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625-1635kHz、1800-1810kHz 及び 2160-2170kHz の周波数帯は、<u>またブルガリアでは 1625-1635kHz 及び 1800-1810kHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9.21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>S5.75 業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、<u>カザフスタン</u>、モルドヴァ、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びブルガリアとルーマニアの黒海地方では、海上無線航行業務による 315-325kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし、バルト海地方では、この周波数帯において海上無線航行業務又は航空無線航行業務の新設局に周波数を割り当てる場合には、関係主管庁間で事前に協議を行うことを条件とする。</p> <p>(略)</p> <p>S5.77 業務の種類地域差：オーストラリア、中国、第三地域のフランス海外県、インド、インドネシア、イラン、日本、パキスタン、パプア・ニューギニア及びスリ・ランカでは、415-495kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。これらの主管庁は、435-495kHz の周波数帯の航空無線航行局が、世界的基礎で船舶局のために計画された周波数において、船舶局からの海岸局の受信に混信を生じさせないことを明確にするための実行可能なすべての必要な措置を執らなければならない(無線通信規則第 S52.39 号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5.81 <u>490-495kHz 及び 505-510kHz の周波数帯は、無線通信規則付録第 S13 号第 15(1)項^パ -ト A2 の規定に従わなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.93 付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、<u>ブルガリア</u>、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、ラトヴィア、リトアニア、モルドヴァ、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ロシア、タジキスタン、チャード、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625-1635kHz、1800-1810kHz 及び 2160-2170kHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9.21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.96 ドイツ、アルメニア、<u>オーストリア</u>、<u>アゼルバイジャン</u>、ベラルーシ、デンマーク、エストニア、フィンランド、<u>グルジア</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>アイルランド</u>、<u>イスラエル</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>ラトヴィア</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>リトアニア</u>、<u>マルタ</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>ノールウェー</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>イギリス</u>、<u>ロシア</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>スイス</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、主管庁は、1715-1800kHz 及び 1850-2000kHz の周波数帯のうち 200kHz までを自国のアマチュア業務に分配することができる。ただし、主管庁は、この帯域内の周波数帯を自国のアマチュア業務に分配するときは、隣接国の主管庁と事前に協議を行った上、自国のアマチュア業務が他国の固定業務及び移動業務に有害な混信を与えることを避けるために必要となる措置を執らなければならない。また、いかなるアマチュア局の平均電力も 10W を超えてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5.98 代替分配：アンゴラ、アルメニア、<u>アゼルバイジャン</u>、<u>ベラルーシ</u>、<u>ベルギー</u>、<u>ブルガリア</u>、<u>カメルーン</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>デンマーク</u>、<u>エジプト</u>、<u>エリトリア</u>、<u>スペイン</u>、<u>エチオピア</u>、<u>グルジア</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>イタリア</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>レバノン</u>、<u>リトアニア</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>オランダ</u>、<u>シリア</u>、<u>キルギス</u>、<u>ロシア</u>、<u>ソマリア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>チュニジア</u>、<u>トルクメニスタン</u>、<u>トルコ</u>及び<u>ウクライナ</u>では、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動業務を除く移動業務に分配する。</p> <p>S5.99 付加分配：サウディ・アラビア、<u>オーストリア</u>、<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、<u>イラク</u>、<u>リビア</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>スロヴェニア</u>、<u>チャード</u>、<u>トーゴ</u>及び<u>ユーゴスラヴィア</u>では、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.107 付加分配：サウディ・アラビア、<u>ボツワナ</u>、<u>エリトリア</u>、<u>エチオピア</u>、<u>イラク</u>、<u>レソト</u>、<u>リビア</u>、<u>ソマリア</u>及び<u>スワジランド</u>では、2160-2170kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。これらの業務の局の平均電力は、50W を超えてはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.96 ドイツ、アルメニア、<u>アゼルバイジャン</u>、<u>ベラルーシ</u>、<u>デンマーク</u>、<u>エストニア</u>、<u>フィンランド</u>、<u>グルジア</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>アイルランド</u>、<u>イスラエル</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>ラトヴィア</u>、<u>リトアニア</u>、<u>マルタ</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>ノールウェー</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>キルギス</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>イギリス</u>、<u>ロシア</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、主管庁は、1715-1800kHz 及び 1850-2000kHz の周波数帯のうち 200kHz までを自国のアマチュア業務に分配することができる。ただし、主管庁は、この帯域内の周波数帯を自国のアマチュア業務に分配するときは、隣接国の主管庁と事前に協議を行った上、自国のアマチュア業務が他国の固定業務及び移動業務に有害な混信を与えることを避けるために必要となる措置を執らなければならない。また、いかなるアマチュア局の平均電力も 10W を超えてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5.98 代替分配：アンゴラ、アルメニア、<u>オーストリア</u>、<u>アゼルバイジャン</u>、<u>ベラルーシ</u>、<u>ベルギー</u>、<u>ブルガリア</u>、<u>カメルーン</u>、<u>コンゴ共和国</u>、<u>デンマーク</u>、<u>エジプト</u>、<u>エリトリア</u>、<u>スペイン</u>、<u>エチオピア</u>、<u>グルジア</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>イタリア</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>レバノン</u>、<u>リトアニア</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>オランダ</u>、<u>シリア</u>、<u>キルギス</u>、<u>ロシア</u>、<u>ソマリア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>チュニジア</u>、<u>トルクメニスタン</u>、<u>トルコ</u>及び<u>ウクライナ</u>では、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動業務を除く移動業務に分配する。</p> <p>S5.99 付加分配：サウディ・アラビア、<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>、<u>イラク</u>、<u>リビア</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>スロヴァキア</u>、<u>チェッコ</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>スロヴェニア</u>、<u>チャード</u>、<u>トーゴ</u>及び<u>ユーゴスラヴィア</u>では、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.107 付加分配：サウディ・アラビア、<u>ボツワナ</u>、<u>エリトリア</u>、<u>エチオピア</u>、<u>イラク</u>、<u>レソト</u>、<u>リビア</u>、<u>ソマリア</u>、<u>スワジランド</u>及び<u>ザンビア</u>では、2160-2170kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。これらの業務の局の平均電力は、50W を超えてはならない。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.112 代替分配：ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、サイプラス、デンマーク、ギリシャ、アイスランド、マルタ、スリ・ランカ及びユーゴスラヴィアでは、2194-2300kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.114 代替分配：ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、サイプラス、デンマーク、ギリシャ、イラク、マルタ及びユーゴスラヴィアでは、2502-2625kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.117 代替分配：ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、サイプラス、象牙海岸共和国、デンマーク、エジプト、ギリシャ、アイスランド、リベリア、マルタ、スリ・ランカ、トーゴ及びユーゴスラヴィアでは、3155-3200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.120 <u>(未使用)</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.124 <u>(未使用)</u></p> <p>(略)</p>	<p>S5.112 代替分配：ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、サイプラス、デンマーク、<u>フランス</u>、ギリシャ、アイスランド、<u>イタリア</u>、マルタ、<u>ノールウェー</u>、スリ・ランカ、<u>トルコ</u>及びユーゴスラヴィアでは、2194-2300kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.114 代替分配：ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、サイプラス、デンマーク、<u>フランス</u>、ギリシャ、イラク、<u>イタリア</u>、マルタ、<u>ノールウェー</u>、<u>トルコ</u>及びユーゴスラヴィアでは、2502-2625kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.117 代替分配：ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、サイプラス、象牙海岸共和国、デンマーク、エジプト、<u>フランス</u>、ギリシャ、アイスランド、<u>イタリア</u>、リベリア、マルタ、<u>ノールウェー</u>、スリ・ランカ、<u>トーゴ</u>、<u>トルコ</u>及びユーゴスラヴィアでは、3155-3200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.120 <u>3.5MHz、7.0MHz、10.1MHz、14.0MHz、18.068MHz、21.0MHz、24.89MHz及び144MHzでアマチュア業務に分配された周波数帯の天災時における使用については、決議第640を参照すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.124 <u>付加分配：カナダでは、3950-4000kHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯で運用する放送局の電力は、この国の国境内の国内業務に必要な限度を超えてはならず、また、分配表に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。</u></p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.149</p> <p>主管庁は、13360-13410kHz、25550-25670kHz、37.5-38.25MHz、73-74.6MHz(第一地域及び第三地域)、150.05-153MHz(第一地域)、322-328.6MHz、406.1-410MHz、608-614MHz(第一地域及び第三地域)、1330-1400MHz、1610.6-1613.8MHz、1660-1670MHz、1718.8-1722.2MHz、2655-2690MHz、3260-3267MHz、3332-3339MHz、3345.8-3352.5MHz、4825-4835MHz、4950-4990MHz、4990-5000MHz、6650-6675.2MHz、10.6-10.68GHz、14.47-14.5GHz、22.01-22.21GHz、22.21-22.5GHz、22.81-22.86GHz、23.07-23.12GHz、31.2-31.3GHz、31.5-31.8GHz(第一地域及び第三地域)、36.43-36.5GHz、42.5-43.5GHz、42.77-42.87GHz、43.07-43.17GHz、43.37-43.47GHz、48.94-49.04GHz、<u>76-86GHz、92-94GHz、94.1-100GHz、102-109.5GHz、111.8-114.25GHz、128.33-128.59GHz、129.23-129.49GHz、130-134GHz、136-148.5GHz、151.5-158.5GHz、168.59-168.93GHz、171.11-171.45GHz、172.31-172.65GHz、173.52-173.85GHz、195.75-196.15GHz、209-226GHz、241-250GHz及び252-275GHz</u>の周波数帯が分配されている他の業務の局に対する周波数割当てを行うに当たっては、電波天文業務を有害な混信から保護するため、実行可能なすべての措置を執ることを要請される。宇宙局又は航空機上の局からの発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る(無線通信規則第S4.5号及び第S4.6号並びに第S29条参照)。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.149</p> <p>主管庁は、13360-13410kHz、25550-25670kHz、37.5-38.25MHz、73-74.6MHz(第一地域及び第三地域)、150.05-153MHz(第一地域)、322-328.6MHz*、406.1-410MHz、608-614MHz(第一地域及び第三地域)、1330-1400MHz*、1610.6-1613.8MHz*、1660-1670MHz、1718.8-1722.2MHz*、2655-2690MHz、3260-3267MHz*、3332-3339MHz*、3345.8-3352.5MHz*、4825-4835MHz*、4950-4990MHz、4990-5000MHz、6650-6675.2MHz*、10.6-10.68GHz、14.47-14.5GHz*、22.01-22.21GHz*、22.21-22.5GHz、22.81-22.86GHz*、23.07-23.12GHz*、31.2-31.3GHz、31.5-31.8GHz(第一地域及び第三地域)、36.43-36.5GHz*、42.5-43.5GHz、42.77-42.87GHz*、43.07-43.17GHz*、43.37-43.47GHz*、48.94-49.04GHz*、<u>72.77-72.91GHz*、93.07-93.27GHz*、97.88-98.08GHz*、140.69-140.98GHz*、144.68-144.98GHz*、145.45-145.75GHz*、146.82-147.12GHz*、150-151GHz*、174.42-175.02GHz*、177-177.4GHz*、178.2-178.6GHz*、181-181.46GHz*、186.2-186.6GHz*、250-251GHz*、257.5-258GHz*、261-265GHz、262.24-262.76GHz*、265-275GHz、265.64-266.16GHz*、267.34-267.86GHz*及び271.74-272.26GHz*</u>の周波数帯(*は電波天文業務のスペクトル線観測に使用している。)が分配されている他の業務の局に対する周波数割当てを行うに当たっては、電波天文業務を有害な混信から保護するため、実行可能なすべての措置を執ることを要請される。宇宙局又は航空機上の局からの発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る(無線通信規則第S4.5号及び第S4.6号並びに第S29条参照)。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.152 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、中国、象牙海岸共和国、グルジア、イラン、カザフスタン、モルドヴァ、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、14250-14350kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務の局は、24dBWを超えるふく射電力を使用してはならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5.154 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、モルドヴァ、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、18068-18168kHzの周波数帯は、1kWを超えない尖頭包絡線電力による国境内での使用のため、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.155A アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、グルジア、カザフスタン、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHzの周波数帯の固定業務での使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。</p> <p>(略)</p> <p>S5.160 付加分配：ボツワナ、ブルンディ、レソト、マラウイ、コンゴ民主共和国、ルワンダ及びスワジランドでは、41-44MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.162A 付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、中国、ヴァチカン、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルドヴァ、モナコ、ノールウェー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア、チェッコ、イギリス、ロシア、スウェーデン及びスイスでは、46-68MHzの周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この分配の使用は、決議第217(WRC-97)に従って、ウィンドプロファイラレーダーの運用に限る。</p>	<p>S5.152 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、中国、象牙海岸共和国、グルジア、イラン、カザフスタン、モルドヴァ、<u>ウズベキスタン</u>、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、14250-14350kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務の局は、24dBWを超えるふく射電力を使用してはならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5.154 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、モルドヴァ、<u>ウズベキスタン</u>、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、18068-18168kHzの周波数帯は、1kWを超えない尖頭包絡線電力による国境内での使用のため、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.155A アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、グルジア、<u>ハンガリー</u>、カザフスタン、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHzの周波数帯の固定業務での使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。</p> <p>(略)</p> <p>S5.160 付加分配：ボツワナ、ブルンディ、レソト、マラウイ、<u>ナミビア</u>、コンゴ民主共和国、ルワンダ及びスワジランドでは、41-44MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.162A 付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、中国、ヴァチカン、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルドヴァ、モナコ、ノールウェー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア、チェッコ、イギリス、ロシア、スウェーデン、<u>スイス及びトルコ</u>では、46-68MHzの周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この使用は、決議第217(WRC-97)に従って、ウィンドプロファイラレーダーの運用に限る。</p>

変 更 案	現 行
<p>(略)</p> <p>S5.175 代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、ラトヴィア、リトアニア、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、68-73MHz 及び 76-87.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。その他の国でこれらの周波数帯が分配されている業務及び上に掲げる国の放送業務は、関係する隣接国の同意を得ることを条件とする。</p> <p>S5.176 付加分配：オーストラリア、中国、大韓民国、<u>エストニア（無線通信規則第 S9.21 号に従って同意を得ることを条件とする。）</u>、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国及びサモアでは、68-74MHz の周波数は、一次的基礎で放送業務にも分配する。</p> <p>S5.177 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、グルジア、カザフスタン、ラトビア、モルドヴァ、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、73-74MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9.21 号に従って同意を得ることを条件として一次的基礎で放送業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.181 付加分配：エジプト、イスラエル、日本及びシリアでは、74.8-75.2MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9.21 号に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 S9.21 号に従った手続の適用により識別されるおそれのあるすべての主管庁による航空無線航行業務での使用の希望がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の無線局を導入してはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>S5.175 代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、<u>エストニア</u>、グルジア、カザフスタン、ラトヴィア、リトアニア、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、68-73MHz 及び 76-87.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。その他の国でこれらの周波数帯が分配されている業務及び上に掲げる国の放送業務は、関係する隣接国の同意を得ることを条件とする。</p> <p>S5.176 付加分配：オーストラリア、中国、大韓民国、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国及びサモアでは、68-74MHz の周波数は、一次的基礎で放送業務にも分配する。</p> <p>S5.177 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、<u>エストニア</u>、<u>グルジア</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>ラトビア</u>、<u>リトアニア</u>、<u>モルドヴァ</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>ポーランド</u>、<u>キルギス</u>、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及びウクライナでは、73-74MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9.21 号に従って同意を得ることを条件として一次的基礎で放送業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.181 付加分配：<u>ドイツ</u>、<u>オーストリア</u>、<u>サイプラス</u>、<u>デンマーク</u>、<u>エジプト</u>、<u>フランス</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>イスラエル</u>、<u>イタリア</u>、<u>日本</u>、<u>ジョルダン</u>、<u>レバノン</u>、<u>マルタ</u>、<u>モロッコ</u>、<u>モナコ</u>、<u>ノールウェー</u>、<u>シリア</u>、<u>スウェーデン</u>及び<u>スイス</u>では、74.8-75.2MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S9.21 号に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 S9.21 号に従った手続の適用により識別されるおそれのあるすべての主管庁による航空無線航行業務での使用の希望がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の無線局を導入してはならない。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.197 付加分配：日本、パキスタン及びシリアでは、108-111.975MHzの周波数帯は、無線通信規則第S9.21号に従って同意を得ることを条件として二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第S9.21号に従った手続の適用により識別されるおそれのあるすべての主管庁による航空無線航行業務での使用の希望がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の無線局を導入してはならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5.202 付加分配：サウディ・アラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、グルジア、イラン、ジョルダン、ラトビア、モルドヴァ、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、136-137MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5.206 業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エジプト、フィンランド、フランス、グルジア、ギリシャ、カザフスタン、レバノン、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、シリア、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、航空移動(OR)業務による137-138MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.197 付加分配：<u>ドイツ、オーストリア、サイプラス、デンマーク、エジプト、フランス、イタリア、日本、ジョルダン、レバノン、マルタ、モロッコ、モナコ、ノールウェー、パキスタン、シリア及びスウェーデン</u>では、108-111.975MHzの周波数帯は、無線通信規則第S9.21号に従って同意を得ることを条件として二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第S9.21号に従った手続の適用により識別されるおそれのあるすべての主管庁による航空無線航行業務での使用の希望がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の無線局を導入してはならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5.202 付加分配：サウディ・アラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、グルジア、イラン、ジョルダン、<u>カザフスタン</u>、ラトビア、モルドヴァ、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、<u>トルコ</u>及びウクライナでは、136-137MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5.206 業務の種類地域差：アルメニア、<u>オーストリア</u>、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エジプト、フィンランド、フランス、グルジア、ギリシャ、<u>ハンガリー</u>、カザフスタン、レバノン、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、シリア、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、航空移動(OR)業務による137-138MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.210 付加分配：フランス、イタリア、リヒテンシュタイン、スロヴァキア、チェッコ、イギリス及びスイスでは、138-143.6MHz 及び 143.65-144MHz の周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)にも分配する。</p> <p>S5.211 付加分配：ドイツ、サウディ・アラビア、オーストリア、バハレーン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、デンマーク、アラブ首長国連邦、スペイン、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、ケニア、クウェイト、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、ノールウェー、オランダ、カタール、イギリス、ソマリア、スウェーデン、スイス、タンザニア、チュニジア、トルコ及びユーゴスラヴィアでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.214 付加分配：ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、エリトリア、エチオピア、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、マルタ、ソマリア、スーダン、タンザニア及びユーゴスラヴィアでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.221 148-149.9MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表に従って運用される固定業務若しくは移動業務の局に有害な混信を生じさせ、又はそれらの局からの保護を要求してはならない。 アルバニア、アルジェリア、ドイツ、サウディ・アラビア、オーストラリア、オーストリア、バハレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルネイ、ブルガリア、カメルーン、中国、サイプラス、コンゴ共和国、大韓民国、クロアチア、キューバ、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、スペイン、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニア・ビサオ、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ジョルダン、カザフスタン、ケニア、クウェイト、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、<u>リトアニア</u>、ルクセンブルグ、マレーシア、マリ、マルタ、モーリタニア、モルドヴァ、モンゴル、モザンビーク、ナミビア、ノールウェー、ニュー・ジーランド、オマーン、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、パナマ、パプア・ニューギニア、パラグアイ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタ</p>	<p>S5.210 付加分配：<u>オーストリア</u>、フランス、イタリア、リヒテンシュタイン、スロヴァキア、チェッコ、イギリス及びスイスでは、138-143.6MHz 及び 143.65-144MHz の周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)にも分配する。</p> <p>S5.211 付加分配：ドイツ、サウディ・アラビア、オーストリア、バハレーン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、デンマーク、アラブ首長国連邦、スペイン、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、ケニア、クウェイト、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、ノールウェー、オランダ、カタール、イギリス、<u>スロヴェニア</u>、ソマリア、スウェーデン、スイス、タンザニア、チュニジア、トルコ及びユーゴスラヴィアでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.214 付加分配：ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、エリトリア、エチオピア、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、マルタ、<u>スロヴェニア</u>、ソマリア、スーダン、タンザニア及びユーゴスラヴィアでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.221 148-149.9MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表に従って運用される固定業務若しくは移動業務の局に有害な混信を生じさせ、又はそれらの局からの保護を要求してはならない。 アルバニア、アルジェリア、ドイツ、サウディ・アラビア、オーストラリア、オーストリア、バハレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルネイ、ブルガリア、カメルーン、中国、サイプラス、コンゴ共和国、大韓民国、クロアチア、キューバ、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、スペイン、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニア・ビサオ、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ジョルダン、カザフスタン、ケニア、クウェイト、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マレーシア、マリ、マルタ、モーリタニア、モルドヴァ、モンゴル、モザンビーク、ナミビア、ノールウェー、ニュー・ジーランド、オマーン、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、パナマ、パプア・ニューギニア、パラグアイ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、キルギ</p>

変 更 案	現 行
<p>ル、シリア、キルギス、スロヴァキア、ルーマニア、イギリス、ロシア、セネガル、シエラ・レオーネ、シンガポール、スロヴェニア、スリ・ランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジランド、タンザニア、チャード、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダット・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ヴィトナム、イエメン、ユーゴスラヴィア、ザンビア及びジンバブエ</p> <p>(略)</p> <p>S5.259 付加分配：エジプト、イスラエル、日本及びシリアでは、328.6-335.4MHz 帯の周波数帯は、無線通信規則第 S9.21 号に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 S9.21 号に従った手続の適用により識別されるおそれのあるいかなる主管庁によっても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の無線局を導入してはならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5.262 付加分配：サウディ・アラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バハレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、コロンビア、コスタ・リカ、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、グルジア、ハンガリー、イラン、イラク、イスラエル、ジョルダン、カザフスタン、クウェイト、リベリア、マレーシア、モルドヴァ、ナイジェリア、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタル、シリア、キルギス、スロヴァキア、ルーマニア、ロシア、シンガポール、ソマリア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びユーゴスラヴィアでは、400.05-401MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.271 付加分配：アゼルバイジャン、ベラルーシ、中国、エストニア、インド、ラトビア、リトアニア、キルギス及びトルクメニスタンでは、420-460MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務(電波高度計)にも分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>ス、スロヴァキア、ルーマニア、イギリス、ロシア、セネガル、シエラ・レオーネ、シンガポール、スロヴェニア、スリ・ランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジランド、タンザニア、チャード、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダット・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ヴィトナム、イエメン、ユーゴスラヴィア、ザンビア及びジンバブエ</p> <p>(略)</p> <p>S5.259 付加分配：<u>ドイツ、オーストリア、サイプラス、大韓民国、デンマーク、エジプト、スペイン、フランス、ギリシャ、イスラエル、イタリア、日本、ジョルダン、マルタ、モロッコ、モナコ、ノールウェー、オランダ、シリア及びスウェーデン</u>では、328.6-335.4MHz 帯の周波数帯は、無線通信規則第 S9.21 号に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 S9.21 号に従った手続の適用により識別されるおそれのあるいかなる主管庁によっても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の無線局を導入してはならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5.262 付加分配：サウディ・アラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バハレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、コロンビア、コスタ・リカ、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、<u>エストニア</u>、グルジア、ハンガリー、<u>インドネシア</u>、イラン、イラク、イスラエル、ジョルダン、カザフスタン、クウェイト、リベリア、マレーシア、モルドヴァ、ナイジェリア、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタル、シリア、キルギス、スロヴァキア、ルーマニア、ロシア、シンガポール、ソマリア、<u>スリ・ランカ</u>、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びユーゴスラヴィアでは、400.05-401MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.271 付加分配：アゼルバイジャン、ベラルーシ、中国、エストニア、インド、ラトビア、リトアニア、キルギス、<u>トルクメニスタン及びウクライナ</u>では、420-460MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務(電波高度計)にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.277 付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カメルーン、コンゴ共和国、ジブティ、グルジア、ハンガリー、<u>イスラエル、カザフスタン、ラトビア、マリ、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、タジキスタン、チャード、トルクメニスタン及びウクライナ</u>では、430-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.290 業務の種類地域差：アフガニスタン、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中国、日本、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロヴァキア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、<u>気象衛星業務(宇宙から地球)</u>に対する460-470MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第S9.21号に従って同意を得ることを条件として一次的基礎(無線通信規則第S5.33号参照)とする。</p> <p>(略)</p> <p>S5.293 業務の種類地域差：<u>カナダ、チリ、コロンビア、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ホンデュラス、ジャマイカ、メキシコ、パナマ及びペルー</u>では、固定業務及び移動業務に対する470-512MHz及び614-806MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第S9.21号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。<u>アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する470-512MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第S9.21号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.296 付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、サイプラス、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、アイルランド、イスラエル、イタリア、リビア、<u>リトアニア、マルタ、モロッコ、モナコ、ノールウェー、オランダ、ポルトガル、シリア、イギリス、スウェーデン、スイス、スワジランド及びチュニジア</u>では、470-790MHzの周波数帯は、放送に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。この脚注に掲げられている国の陸上業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用される現存の又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。</p>	<p>S5.277 付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カメルーン、コンゴ共和国、ジブティ、<u>ガボン、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、マリ、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、タジキスタン、チャード、トルクメニスタン及びウクライナ</u>では、430-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.290 業務の種類地域差：アフガニスタン、<u>アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中国、日本、カザフスタン、</u>モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロヴァキア、<u>チェッコ、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナ</u>では、<u>気象衛星業務(宇宙から地球)</u>に対する460-470MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第S9.21号に従って同意を得ることを条件として一次的基礎(無線通信規則第S5.33号参照)とする。</p> <p>(略)</p> <p>S5.293 業務の種類地域差：チリ、コロンビア、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ホンデュラス、ジャマイカ、メキシコ<u>及びパナマ</u>では、固定業務及び移動業務に対する470-512MHz及び614-806MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第S9.21号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5.296 付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、サイプラス、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、アイルランド、イスラエル、イタリア、リビア、マルタ、モロッコ、モナコ、ノールウェー、オランダ、ポルトガル、シリア、イギリス、スウェーデン、スイス、スワジランド及びチュニジアでは、470-790MHzの周波数帯は、放送に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。この脚注に掲げられている国の陸上業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用される現存の又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.297 付加分配：コスタ・リカ、キューバ、エル・サルヴァドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ガイアナ、ホンデュラス、<u>ジャマイカ及びメキシコ</u>では、512-608MHzの周波数帯は、無線通信規則第S9.21号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.314 付加分配：オーストリア、イタリア、<u>モルドヴァ</u>、ウズベキスタン、イギリス及びスワジランドでは、790-862MHzの周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。</p> <p>S5.315 代替分配：ギリシャ、イタリア及びテュニジアでは、790-838MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。</p> <p>S5.316 付加分配：ドイツ、<u>サウディ・アラビア</u>、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナ・ファソ、カメルーン、象牙海岸共和国、クロアチア、デンマーク、エジプト、フィンランド、イスラエル、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、リビア、リヒテンシュタイン、モナコ、ノールウェー、オランダ、ポルトガル、シリア、スウェーデン、スイス及びユーゴスラヴィアでは、790-830MHzの周波数帯を、また、これらの国々とスペイン、フランス、ガボン及びマルタでは、830-862MHzの周波数帯を、一次的基礎で航空移動を除く移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用する業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこれらの局からの保護を要求してはならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>S5.317A</u> IMT-2000を行おうとしている主管庁は、一次的基礎で移動業務に分配されており、<u>移動システムに使用されているか又は使用が計画されているところの806-960MHzの周波数帯の一部を使用することができる(決議第224(WRC-2000)参照)</u>。この周波数帯の特定は、<u>これらの周波数帯が分配されている業務のいかなるアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また無線通信規則内において優先権を設定するものでもない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>S5.297 付加分配：コスタ・リカ、キューバ、エル・サルヴァドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ガイアナ、ホンデュラス、ジャマイカ、<u>メキシコ及びヴェネズエラ</u>では、512-608MHzの周波数帯は、無線通信規則第S9.21号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.314 付加分配：オーストリア、イタリア、ウズベキスタン、イギリス及びスワジランドでは、790-862MHzの周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。</p> <p>S5.315 代替分配：ギリシャ、イタリア、<u>モロッコ</u>及びテュニジアでは、790-838MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。</p> <p>S5.316 付加分配：ドイツ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナ・ファソ、カメルーン、象牙海岸共和国、クロアチア、デンマーク、エジプト、フィンランド、イスラエル、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、リビア、リヒテンシュタイン、モナコ、ノールウェー、オランダ、ポルトガル、シリア、スウェーデン、スイス及びユーゴスラヴィアでは、790-830MHzの周波数帯を、また、これらの国々とスペイン、フランス、ガボン及びマルタでは、830-862MHzの周波数帯を、一次的基礎で航空移動を除く移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用する業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこれらの局からの保護を要求してはならない。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.322 第一地域では、862-960MHz の周波数帯の放送業務の局は、無線通信規則第 S9.21 号に従って同意を得ることを条件として、アルジェリア、エジプト、スペイン、リビア、モロッコ、<u>ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、タンザニア、ジンバブエ及びザンビアを除くアフリカ放送区域(無線通信規則第 S5.10 号から第 S5.13 号まで参照)に限り、運用できる。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>S5.325A</u> <u>業務の種類地域差：キューバでは、陸上移動業務に対する 902-915MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.328 <u>航空無線航行業務による 960-1215MHz の周波数帯の使用は、航空機上の航空援助電子装置及び直接これに係る地上施設の使用及び発達のために世界的基礎で保留する。</u></p> <p>S5.328A 付加分配：1164-1215MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行衛星業務(宇宙から地球)(宇宙から宇宙)にも分配する。地球表面におけるすべての無線航行衛星システムのすべての宇宙局から生じる総電力束密度は、すべての到達角について任意の 1 MHz の周波数帯で $-115\text{dB(W/m}^2)$ の暫定値を超えてはならない。無線航行衛星業務の局は、航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこの業務の局からの保護を要求してはならない。決議第 605(WRC-2000)の規定を適用する。</p> <p>S5.329 1215-1300MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S5.331 号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる。決議第 606(WRC-2000)も参照すること。</p> <p><u>S5.329A</u> <u>1215-1300MHz 及び 1559-1610MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務(宇宙から宇宙)のシステムは安全業務のアプリケーションを提供するためのものではなく、周波数分配表に従って運用するその他のシステム又は業務に更なる制限を課してはならない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>S5.322 第一地域では、862-960MHz の周波数帯の放送業務の局は、無線通信規則第 S9.21 号に従って同意を得ることを条件として、アルジェリア、エジプト、スペイン、リビア、モロッコ、ナイジェリア、南アフリカ共和国、タンザニア及びジンバブエを除くアフリカ放送区域(無線通信規則第 S5.10 号から第 S5.13 号まで参照)でのみ運用しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>S5.328 960-1215MHz の周波数帯は、航空機上の航空援助電子装置及び直接これに係る地上施設の使用及び発達のために世界的基礎で保留する。</p> <p>S5.328A 付加分配：1164-1215MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行衛星業務(宇宙から地球)(宇宙から宇宙)にも分配する。地球表面におけるすべての無線航行衛星システムのすべての宇宙局によって生じる総合電力束密度は、すべての到達角について任意の 1 MHz の周波数帯で $-115\text{dB(W/m}^2)$ の暫定値を超えてはならない。無線航行衛星業務の局は、航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせ、又この業務の局からの保護を要求してはならない。決議第 [COM5/19](WRC-2000)の規定を適用する。</p> <p>S5.329 1215-1260MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S5.331 号の規定に基づく無線航行業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.331 付加分配：アルジェリア、ドイツ、オーストリア、バハレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルンディ、カメルーン、中国、クロアチア、デンマーク、アラブ首長国連邦、フランス、ギリシャ、インド、イラン、イラク、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、モーリタニア、ノールウェー、オマーン、オランダ、ポルトガル、カタール、セネガル、スロヴェニア、ソマリア、スーダン、スリ・ランカ、スウェーデン、スイス、トルコ及びユーゴスラヴィアでは、1215-1300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>S5.332 1215-1260MHzの周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務、無線航行衛星業務及びその他の一次的基礎で分配された業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、又はこれらの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>S5.335A</u> <u>1260-1300MHzの周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務及び脚注により一次的基礎で分配されたその他の業務に対して混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、又はこれらの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>S5.337A</u> <u>無線航行衛星業務の地球局又は無線標定業務の局による1300-1350MHzの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に対して混信を生じさせ、又はこの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。</u></p> <p>S5.338 アゼルバイジャン、ブルガリア、モンゴル、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、無線航行業務の現存設備は1350-1400MHzの周波数帯で運用を継続することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.331 付加分配：アルジェリア、ドイツ、オーストリア、バハレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルンディ、カメルーン、中国、クロアチア、デンマーク、アラブ首長国連邦、フランス、ギリシャ、インド、イラン、イラク、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、モーリタニア、ノールウェー、オマーン、<u>パキスタン</u>、オランダ、ポルトガル、カタール、セネガル、スロヴェニア、ソマリア、スーダン、スリ・ランカ、スウェーデン、スイス、トルコ及びユーゴスラヴィアでは、1215-1300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>S5.332 1215-<u>1300MHz</u>の周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務、無線航行衛星業務及びその他の一次的基礎で分配された業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、又はこれらの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>S5.338 アゼルバイジャン、ブルガリア、モンゴル、<u>ポーランド</u>、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア、<u>トルクメニスタン及びウクライナ</u>では、無線航行業務の現存設備は1350-1400MHzの周波数帯で運用を継続することができる。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.340</p> <p>以下の周波数帯の発射は、すべて禁止する。</p> <p>1400-1427MHz 2690-2700MHz(無線通信規則第 S5.421 号及び第 S5.422 号の条件によるものを除く。) 10.68-10.7GHz(無線通信規則第 S5.483 号の条件によるものを除く。) 15.35-15.4GHz(無線通信規則第 S5.511 号の条件によるものを除く。) 23.6-24GHz 31.3-31.5GHz 31.5-31.8GHz(第二地域) 48.94-49.04GHz(航空機搭載の局) 50.2-50.4GHz(無線通信規則第 S5.555A 号の条件によるものを除く。) 52.6-54.25GHz 86-92GHz <u>100-102GHz</u> <u>109.5-111.8GHz</u> <u>114.25-116GHz</u> <u>148.5-151.5GHz</u> <u>164-167GHz</u> 182-185GHz(無線通信規則第 S5.563 号の条件によるものを除く。) <u>190-191.8GHz</u> <u>200-209GHz</u> <u>226-231.5GHz</u> <u>250-252GHz</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.342</p> <p>付加分配：<u>アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、ウズベキスタン、キルギス、ロシア及びウクライナ</u>では、1429-1535MHz の周波数帯は、一次的基礎で<u>国境内</u>における航空テレメトリの目的に限った航空移動業務にも分配する。2007 年 4 月 1 日からは、1452-1492MHz の周波数帯の使用は関係主管庁間の同意を得ることを条件とする。</p> <p>(略)</p> <p>S5.347</p> <p>業務の種類地域差：バングラデシュ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナ・ファソ、キューバ、デンマーク、エジプト、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ケニア、モザンビーク、ポルトガル、スリ・ランカ、スワジランド、イエメン、ユーゴスラヴィア及びジンバブエでは 1452-1492MHz の周波数帯は、2007 年 4 月 1 日までは二次的基礎で放送衛星業務及び放送業務に分配する。</p>	<p>S5.340</p> <p>以下の周波数帯の発射は、すべて禁止する。</p> <p>1400-1427MHz 2690-2700MHz(無線通信規則第 S5.421 号及び第 S5.422 号の条件によるものを除く。) 10.68-10.7GHz(無線通信規則第 S5.483 号の条件によるものを除く。) 15.35-15.4GHz(無線通信規則第 S5.511 号の条件によるものを除く。) 23.6-24GHz 31.3-31.5GHz 31.5-31.8GHz(第二地域) 48.94-49.04GHz(航空機搭載の局) 50.2-50.4GHz*(無線通信規則第 S5.555A 号の条件によるものを除く。) 52.6-54.25GHz 86-92GHz <u>105-116GHz</u> <u>140.69-140.98GHz(航空機搭載の局及び宇宙局による宇宙から地球への方向)</u> 182-185GHz(無線通信規則第 S5.563 号の条件によるものを除く。) <u>217-231GHz</u></p> <p>* <u>50.2-50.4GHz の周波数帯における地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)への分配は、一時的基礎で分配された業務による隣接周波数帯の使用に不当な制限を課してはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.342</p> <p>付加分配：ベラルーシ、ロシア及びウクライナでは、1429-1535MHz の周波数帯は、一次的基礎で<u>国内的領域</u>における航空遠隔測定のために<u>独占的に</u>航空移動業務にも分配する。2007 年 4 月 1 日からは、1452-1492MHz の周波数帯の使用は関係主管庁間の同意を得ることを条件とする。</p> <p>(略)</p> <p>S5.347</p> <p>業務の種類地域差：バングラデシュ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナ・ファソ、キューバ、デンマーク、エジプト、ギリシャ、アイルランド、イタリア、<u>ジョルダン</u>、ケニア、モザンビーク、ポルトガル、スリ・ランカ、スワジランド、イエメン、ユーゴスラヴィア及びジンバブエでは 1452-1492MHz の周波数帯は、2007 年 3 月 31 日までは二次的基礎で放送衛星業務及び放送業務に分配する。</p>

変 更 案	現 行
<p>(略)</p> <p>S5.349 業務の種類地域差：サウディ・アラビア、アゼルバイジャン、バハレーン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カメルーン、エジプト、フランス、イラン、イラク、イスラエル、カザフスタン、クウェイト、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、レバノン、モロッコ、カタル、シリア、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン、イエメン及びユーゴスラヴィアでは、航空移動を除く移動業務による 1525-1530MHz の周波数帯の分配は一次的基礎とする(無線通信規則第 S5.33 号参照)。</p> <p>S5.350 付加分配：アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、1525-1530MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p><u>S5.351A</u> <u>1525-1544MHz、1545-1559MHz、1610-1626.5MHz、1626.5-1645.5MHz、1646.5-1660.5MHz、1980-2010MHz、2170-2200MHz、2483.5-2 500MHz、2500-2520MHz 及び 2670-2690MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用については、決議第 212(WRC-97、改)及び決議第 225(WRC-2000)を参照。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.353A 1530-1544MHz 及び 1626.5-1645.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 S9 条第 II 節の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の遭難、緊急及び安全通信に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。海上移動衛星による遭難、緊急及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他のすべての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、GMDSS の遭難、緊急及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせ、又は保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない。(決議第 222(WRC-2000)の規定が適用される。)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>S5.349 業務の種類地域差：サウディ・アラビア、アゼルバイジャン、バハレーン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カメルーン、エジプト、<u>アラブ首長国連邦</u>、フランス、イラン、イラク、イスラエル、カザフスタン、クウェイト、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、レバノン、モロッコ、<u>モンゴル</u>、<u>オマーン</u>、カタル、シリア、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン、<u>ウクライナ</u>、イエメン及びユーゴスラヴィアでは、航空移動を除く移動業務による 1525-1530MHz の周波数帯の分配は一次的基礎とする(無線通信規則第 S5.33 号参照)。</p> <p>S5.350 付加分配：アゼルバイジャン、キルギス、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、1525-1530MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>S5.353A 1530-1544MHz 及び 1626.5-1645.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 S9.11A 号の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の遭難、緊急及び安全通信に必要なスペクトルの<u>運用</u>に優先権を与えなければならない。海上移動衛星による遭難、緊急及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他のすべての移動衛星通信に対して優先的<u>な</u>アクセス及び即時の<u>利用を認める</u>。移動衛星システムは、GMDSS の遭難、緊急及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせ、又は保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない。(決議第 218(WRC-97)参照)</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.355 付加分配：パハレーン、バングラデシュ、コンゴ共和国、エジプト、エリトリア、イラク、イスラエル、ジョルダン、クウェイト、レバノン、マルタ、モロッコ、カタル、シリア、ソマリア、スーダン、チャード、トーゴ及びイエメンでは、<u>1540-1659MHz、1610-1645.5MHz 及び 1646.5-1660MHz</u>の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.357A 1545-1555MHz 及び 1646.5-1656.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 S9 条第 11 節の適用においては、無線通信規則第 S44 条中の 1 から 6 までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星(R)業務に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。無線通信規則第 S44 条中の 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他のすべての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 S44 条中の 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し許容し得ない混信を生じさせ、又は保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない。(決議第 222(WRC-2000)の規定が適用される。)</p> <p>(略)</p> <p>S5.359 付加分配：ドイツ、サウディ・アラビア、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カメルーン、スペイン、フランス、ガボン、グルジア、ギリシャ、ギニア、ギニア・ビサオ、ハンガリー、ジョルダン、カザフスタン、クウェイト、ラトヴィア、レバノン、リビア、リトアニア、マリ、モロッコ、モーリタニア、モルドヴァ、モンゴル、ナイジェリア、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、ロシア、セネガル、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、<u>チュニジア、トルクメニスタン及びウクライナ</u>では、<u>1550-1559MHz、1610-1645.5MHz 及び 1646.5-1660MHz</u>の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、新しい固定業務の無線局の設置を避けるため、すべての実行可能な努力を行わなければならない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>S5.355 付加分配：パハレーン、バングラデシュ、コンゴ共和国、エジプト、<u>アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、イラン、イラク、イスラエル、ジョルダン、クウェイト、レバノン、マルタ、モロッコ、オマーン、カタル、シリア、ソマリア、スーダン、スリランカ、チャード、トーゴ、イエメン及びザンビア</u>では、<u>1540-1645.5MHz 及び 1646.5-1660MHz</u>の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.357A 1545-1555MHz 及び 1646.5-1656.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 S9.11A 号の適用においては、無線通信規則第 S44 条中の 1 から 6 までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星(R)業務に必要なスペクトルの運用に優先権を与えなければならない。無線通信規則第 S44 条中の 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務の通信は、必要であれば既存の使用者に取って代わることも含めて、ネットワークにおいて運用されている他のすべての移動衛星通信に対して優先的なアクセス及び即時の利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 S44 条中の 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し、許容し得ない混信を生じさせ、又は保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない。(決議第 218(WRC-97)参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5.359 付加分配：ドイツ、サウディ・アラビア、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、ブルガリア、カメルーン、スペイン、フランス、ガボン、グルジア、ギリシャ、ギニア、ギニア・ビサオ、ハンガリー、ジョルダン、カザフスタン、クウェイト、ラトヴィア、リビア、マリ、モーリタニア、モルドヴァ、モンゴル、ナイジェリア、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、ロシア、セネガル、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、トルクメニスタン、ウクライナ、<u>ザンビア及びジンバブエ</u>では、<u>1550-1645.5MHz 及び 1646.5-1660MHz</u>の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、<u>1550-1555MHz、1610-1645.5MHz 及び 1646.5-1660MHz</u>の周波数帯において、新しい固定業務の設置を避けるため、すべての実行可能な努力を行わなければならない。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.362B <u>付加分配：1559-1610MHzの周波数帯は、ドイツ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、スペイン、フランス、ガボン、グルジア、ギリシャ、ギニア、ギニア・ビサオ、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モルドヴァ、モンゴル、ナイジェリア、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、ロシア、セネガル、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、トルクメニスタン及びウクライナでは2005年1月1日まで、サウディ・アラビア、カメルーン、ジョルダン、クウェイト、レバノン、リビア、マリ、モロッコ、モーリタニア、シリア及びチュニジアでは2010年1月1日まで、一次的基礎で固定業務にも分配する。これらの期限の後、固定業務は、この分配が効力を失う2015年1月1日まで二次的基礎で運用を継続してもよい。主管庁は、無線航行衛星業務及び航空無線航行業務を保護するあらゆる実行可能な措置を執り、この周波数帯における固定業務システムへの新たな周波数割当てを認めないよう要請される。</u></p> <p>S5.362C <u>付加分配：バハレーン、バングラデッシュ、コンゴ共和国、エジプト、エリトリア、イラク、イスラエル、ジョルダン、クウェイト、レバノン、マルタ、モロッコ、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、チャード、トーゴ及びイエメンでは、1559-1610MHzの周波数帯は、本周波数帯が有効でなくなる2015年1月1日まで二次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、無線航行衛星業務を保護するあらゆる実行可能な措置を執り、この周波数帯における固定業務システムへの新たな割当てを認めないよう要請される。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.384A <u>1710-1885MHz及び2500-2690MHzの周波数帯、又はその一部は、決議第223(WRC-2000)に従ってIMT-2000を実現しようとする主管庁による使用のために特定されている。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。</u></p> <p>S5.385 付加分配：1718.8-1722.2MHzの周波数帯は、スペクトル線観測のため、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>S5.385 付加分配：1718.8-1722.2MHz、150-151GHz、174.42-175.02GHz、177-177.4GHz、178.2-178.6GHz、181-181.46GHz、186.2-186.6GHz及び257.5-258GHzの周波数帯は、スペクトル線観測のため、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.387 付加分配：アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、マリ、モンゴル、キルギス、スロヴァキア、ルーマニア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、1770-1790MHzの周波数帯は無線通信規則第S9.21号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で気象衛星業務にも分配する。</p> <p>S5.388 1885-2025MHz及び2110-2200MHzの周波数帯は、世界的基礎で、IMT-2000を行おうとする主管庁による使用を予定する。この使用は、これらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げない。この周波数帯は、決議第212(WRC-97、改)に従ってIMT-2000に使用できる。(決議第223(WRC-2000)も参照)</p> <p>S5.388A <u>決議第221(WRC-2000)に従い、第一地域及び第三地域では、1885-1980MHz、2010-2025MHz及び2110-2170MHzの周波数帯を、第二地域では、1885-1980及び2110-2160MHzの周波数帯を、IMT-2000を提供する基地局としての高高度プラットフォーム局に使用することができる。高高度プラットフォーム局を基地局として使用するIMT-2000アプリケーションによる使用は、これらの周波数帯が分配されている業務の局による当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.389F アルジェリア、ベナン、カーボ・ヴェルデ、エジプト、<u>イラン</u>、マリ、シリア及びテュニジアでは、移動衛星業務による1980-2010MHz及び2170-2200MHzの周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、2005年1月1日より前にこれらの業務の発達を妨げてはならず、また、前者の業務は後者の業務から保護を要求してはならない。</p> <p>S5.390 <u>アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、スリナム及びウルグアイ</u>では、2010-2025MHz及び2160-2170MHzの周波数帯の移動衛星業務による使用は、2005年1月1日より前は、固定業務及び移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。この日からこれらの周波数帯の使用は、無線通信規則第S9.11A号に基づく調整及び決議第716(WRC-95)に従うことを条件とする。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.387 付加分配：<u>アルメニア</u>、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、マリ、モンゴル、<u>ウズベキスタン</u>、キルギス、スロヴァキア、<u>チェッコ</u>、ルーマニア、<u>ロシア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、1770-1790MHzの周波数帯は無線通信規則第S9.21号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で気象衛星業務にも分配する。</p> <p>S5.388 1885-2025MHz及び2110-2200MHzの周波数帯は、世界的基礎で、IMT-2000を行おうとする主管庁による使用を予定する。この使用は、これらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を<u>排除してはならない</u>。この周波数帯は、決議第212(WRC-97、改)に従ってIMT-2000に使用できる。</p> <p>(略)</p> <p>S5.389F アルジェリア、ベナン、カーボ・ヴェルデ、エジプト、マリ、シリア及びテュニジアでは、移動衛星業務による1980-2010MHz及び2170-2200MHzの周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、2005年1月1日より前にこれらの業務の発達を妨げてはならず、また、前者の業務は後者の業務から保護を要求してはならない。</p> <p>S5.390 アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル及び<u>スリナム</u>では、2010-2025MHz及び2160-2170MHzの周波数帯の移動衛星業務による使用は、2005年1月1日より前は、固定業務及び移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。この日からこれらの周波数帯の使用は、無線通信規則第S9.11A号に基づく調整及び決議第716(WRC-95)に従うことを条件とする。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.393 付加分配：アメリカ合衆国、インド及びメキシコでは、2310-2360MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上音声放送業務にも分配する。<u>この分配の使用は、高い方の25MHzの周波数帯における放送衛星システムに対する制限に関する決議事項3を除き、デジタル音声放送に限定し、また決議第528(WARC-92)に従うことを条件とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.408 <u>(未使用)</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.412 代替分配：アゼルバイジャン、ブルガリア、キルギス及びトルクメニスタンでは、2500-2690MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.415A 付加分配：<u>インド及び日本では、無線通信規則第S9.21号に従って同意を得ることを条件として、2515-2535MHzの周波数帯は、航空移動衛星業務(宇宙から地球)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.417 <u>(未使用)</u></p> <p>S5.418 付加分配：バングラデシュ、ベラルーシ、大韓民国、インド、日本、パキスタン、シンガポール、スリ・ランカ及びタイでは、2535-2655MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務に分配する。<u>この分配の使用は、デジタル音声放送に限定し、決議第528(WARC-92)の規定に従うことを条件とする。</u>無線通信規則第S5.416号及び第S21条表S21-4は、この付加分配には適用しない。放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第539(WRC-2000)に従うことを条件とする。</p>	<p>S5.393 付加分配：アメリカ合衆国、インド及びメキシコでは、2310-2360MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上音声放送業務にも分配する。<u>この使用は、デジタル音声放送に限定し、また決議第528(WARC-92)に従うことを条件とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.408 <u>付加分配：イギリスでは、2500-2600MHzの周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.412 代替分配：アゼルバイジャン、ブルガリア、キルギス、<u>トルクメニスタン及びウクライナ</u>では、2500-2690MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.415A 付加分配：日本では、無線通信規則第S9.21号に従って同意を得ることを条件として、2515-2535MHzの周波数帯は、<u>2000年1月1日からは、航空移動衛星業務(宇宙から地球)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.417 <u>代替分配：ドイツ及びギリシャでは、2520-2670MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。</u></p> <p>S5.418 付加分配：バングラデシュ、ベラルーシ、大韓民国、インド、日本、パキスタン、シンガポール、スリ・ランカ及びタイでは、2535-2655MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務に分配する。<u>この使用は、デジタル音声放送に限定し、決議第528(WARC-92)の規定に従うことを条件とする。</u>無線通信規則第S5.416号及び第S21条表S21-4は、この付加分配には適用しない。放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第COM4/61(WRC-2000)に従うことを条件とする。</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.418A <u>無線通信規則第 S5.418 号に挙げる第三地域の国では、無線通信規則付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日以降に受領されていると考えられ、無線通信規則第 S22.2 号が適用されない静止衛星システムに対して、無線通信規則付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日以降に受領されている、放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 S9.12A 号の規定の適用を受けるものとする。無線通信規則第 S22.2 号の適用は、無線通信規則付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 3 日以前に受領されていると考えられる静止衛星システムに対して継続する。放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによるこの周波数帯の使用は、決議第 539(WRC-2000)の規定に従うものとし、そのシステムは決議第 528(WARC-92)に従わなければならない。</u></p> <p>S5.418B <u>無線通信規則付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日以降に受領されている非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 S9.12 号の規定の適用を受けるとともに、決議第 539(WRC-2000)が適用される。</u></p> <p>S5.418C <u>無線通信規則付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日以降に受領されている静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第 S9.13 号の規定の適用を受けるものとし、無線通信規則第 S22.2 号は適用しない。決議第 539(WRC-2000)が適用される。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.420A 付加分配：<u>インド及び日本では、無線通信規則第 S9.21 号に従って同意を得ることを条件として、2670-2690MHz の周波数帯は、航空移動衛星業務(地球から宇宙)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>S5.420A 付加分配：日本では、無線通信規則第 S9.21 号に従って同意を得ることを条件として、2670-2690MHz の周波数帯は、<u>2000 年 1 月 1 日からは、航空移動衛星業務(地球から宇宙)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。</u></p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.422 付加分配：サウディ・アラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バハレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツゴヴィナ、ブルネイ、コンゴ共和国、象牙海岸共和国、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、グルジア、ギニア、ギニア・ビサオ、イラン、イラク、イスラエル、ジョルダン、レバノン、マレーシア、マリ、モーリタニア、モルドヴァ、モンゴル、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタル、シリア、キルギス、コンゴ民主共和国、ルーマニア、ロシア、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ、イエメン及びユーゴスラヴィアでは、2690-2700MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。この分配の使用は、1985年1月1日までに運用を開始した装置に限る。</p> <p>(略)</p> <p>S5.428 付加分配：アゼルバイジャン、ブルガリア、キューバ、モンゴル、キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、3100-3300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.430 付加分配：アゼルバイジャン、ブルガリア、キューバ、モンゴル、キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、3300-3400MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.432 業務の種類地域差：大韓民国、日本及びパキスタンでは、航空移動を除く移動業務による3400-3500MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5.437 (未使用)</p> <p>(略)</p>	<p>S5.422 付加分配：サウディ・アラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バハレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツゴヴィナ、ブルネイ、<u>中央アフリカ</u>、コンゴ共和国、象牙海岸共和国、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、<u>エリトリア</u>、エチオピア、ガボン、グルジア、ギニア、ギニア・ビサオ、イラン、イラク、イスラエル、ジョルダン、<u>カザフスタン</u>、<u>レバノン</u>、マレーシア、マリ、<u>モロッコ</u>、<u>モーリタニア</u>、モルドヴァ、モンゴル、<u>ナイジェリア</u>、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタル、シリア、キルギス、コンゴ民主共和国、ルーマニア、ロシア、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ、イエメン、<u>ユーゴスラヴィア</u>及び<u>ザンビア</u>では、2690-2700MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。この使用は、1985年1月1日までに運用を開始した装置に限る。</p> <p>(略)</p> <p>S5.428 付加分配：アゼルバイジャン、ブルガリア、キューバ、<u>カザフスタン</u>、<u>モンゴル</u>、<u>ポーランド</u>、<u>キルギス</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、3100-3300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.430 付加分配：アゼルバイジャン、ブルガリア、キューバ、<u>モンゴル</u>、<u>ポーランド</u>、<u>キルギス</u>、<u>ルーマニア</u>、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、3300-3400MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.432 業務の種類地域差：大韓民国、<u>インドネシア</u>、日本及びパキスタンでは、航空移動を除く移動業務による3400-3500MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5.437 付加分配：<u>ドイツ</u>及び<u>ノルウェー</u>では、4200-4210MHzの周波数帯は、二次的基礎で<u>固定業務</u>にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.439 付加分配：イラン及びリビアでは、4200-4400MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.441 固定衛星業務による 4500-4800MHz(宇宙から地球)及び 6725-7025MHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 S30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz(宇宙から地球)、11.2-11.45GHz(宇宙から地球)及び 12.75-13.25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 S30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz(宇宙から地球)、11.2-11.45GHz(宇宙から地球)及び 12.75-13.25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関し、無線通信規則第 S9.12 号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には、<u>固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報</u>、又それが適当な場合には、<u>静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日に</u>かかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、<u>無線通信規則第 S5.43A 号は適用されない</u>。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で、運用されなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5.443A <u>付加分配：5000-5010MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。決議第 603(WRC-2000)を参照。</u></p> <p>S5.443B <u>付加分配：5010-5030MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行衛星業務(宇宙から地球)(宇宙から宇宙)にも分配する。5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないように、5010-5030MHzの周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内のすべての宇宙局により 5030-5150MHzの周波数帯において地球表面で生じる総電力束密度は、150kHzの周波数帯で 124.5dB(W/m²)を超えてはならない。4990-5000MHzの周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないように、5010-5030MHzで運用する RNSS システム(宇宙から地球)内のすべての宇宙局により 4990-5000MHzの周波数帯において生じる総電力束密度は、いかなる電波天文観測所においても時間率 2%以上で 10MHzの周波数帯において 171dB(W/m²)の暫定値を超えてはならない。この周波数帯の使用については、決議第 604(WRC-2000)が適用される。</u></p>	<p>S5.439 付加分配：<u>中国</u>、イラン及びリビアでは、4200-4400MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.441 固定衛星業務による 4500-4800MHz(宇宙から地球)、6725-7025MHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 S30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz(宇宙から地球)、11.2-11.45GHz(宇宙から地球)及び 12.75-13.25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 S30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz(宇宙から地球)、11.2-11.45GHz(宇宙から地球)及び 12.75-13.25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関し、無線通信規則第 S9.12 号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には、<u>非静止衛星固定衛星業務のシステムのための完全な調整情報又は通告情報</u>、又それが適当な場合には、<u>静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日に</u>関わらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ無線通信規則第 S5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信を迅速に除去できるような方法で、運用されなければならない。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.444 5030-5150MHzの周波数帯は、精測進入着陸のための国際標準方式(マイクロ波着陸方式)の運用に使用する。この方式は、この周波数帯のその他の使用に優先する。この周波数帯の使用には、無線通信規則第 S5.444A 号及び決議第 114(WRC-95)が適用される。</p> <p>(略)</p> <p>S5.447 付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、<u>エストニア</u>、フィンランド、フランス、ギリシャ、イスラエル、イタリア、日本、ジョルダン、レバノン、リヒテンシュタイン、<u>リトアニア</u>、ルクセンブルグ、マルタ、ノールウェー、パキスタン、オランダ、ポルトガル、シリア、イギリス、スウェーデン、スイス及びテュニジアでは、5150-5250MHzの周波数帯は、無線通信規則第 S9.21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.448 付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、ブルガリア、リビア、モンゴル、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、5250-5350MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.444 5000-5150MHzの周波数帯は、精測進入着陸のための国際標準方式(マイクロ波着陸方式)の運用に使用する。この方式は、この周波数帯のその他の使用に優先する。この周波数帯の使用には、無線通信規則第 S5.444A 号及び決議第 114(WRC-95)を適用する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.444C 付加分配：5010-5030MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行衛星業務(宇宙から地球)(宇宙から宇宙)にも分配する。5030MHz以上の周波数で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないため、5010-5030MHzの周波数帯で運用するいかなる無線航行衛星業務のシステム(宇宙から地球)内のすべての宇宙局によって5030-5150MHzの周波数帯で地球表面に生じる総合電力束密度は、150kHzの周波数帯域当たり-124.5dB(W/m²)を超えてはならない。4990-5000MHzの周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないため、5010-5030MHzの周波数帯で運用するいかなる無線航行衛星業務(宇宙から地球)のシステム内のすべての宇宙局によって、4990-5000MHzの周波数帯で生じる総合電力束密度は、いかなるの電波天文観測施設でも、2パーセント以上の時間にわたり10MHzの周波数帯域当たり-171dB(W/m²)の暫定値を超えてはならない。この周波数帯の使用には、決議第[COM5/16](WRC-2000)が適用される。</p> <p>(略)</p> <p>S5.447 付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、ギリシャ、イスラエル、イタリア、日本、ジョルダン、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、<u>モロッコ</u>、ノールウェー、パキスタン、オランダ、ポルトガル、シリア、イギリス、スウェーデン、スイス及びテュニジアでは、5150-5250MHzの周波数帯は、無線通信規則第 S9.21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.448 付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、ブルガリア、リビア、モンゴル、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア、<u>トルクメニスタン</u>及び<u>ウクライナ</u>では、5250-5350MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.453 付加分配：サウディ・アラビア、パハレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、中国、コンゴ共和国、大韓民国、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ジョルダン、クウェイト、レバノン、リビア、マダガスカル、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、スワジランド、タンザニア、チャード及びイエメンでは、5650-5850MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>S5.454 業務の種類地域差：アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、宇宙研究業務による5670-5725MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p><u>S5.462 (未使用)</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.469 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、グルジア、ハンガリー、リトアニア、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8500-8750MHzの周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務及び無線航行业務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.473 付加分配：アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、キューバ、グルジア、ハンガリー、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8850-9000MHz及び9200-9300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行业務にも分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.453 付加分配：サウディ・アラビア、パハレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、<u>中央アフリカ</u>、中国、コンゴ共和国、大韓民国、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ジョルダン、クウェイト、レバノン、リビア、マダガスカル、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、スワジランド、タンザニア、チャード及びイエメンでは、5650-5850MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>S5.454 業務の種類地域差：<u>アルメニア</u>、アゼルバイジャン、ベラルーシ、<u>ブルガリア</u>、グルジア、<u>カザフスタン</u>、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、宇宙研究業務による5670-5725MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>S5.469 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、グルジア、ハンガリー、<u>カザフスタン</u>、リトアニア、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8500-8750MHzの周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務及び無線航行业務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.473 付加分配：アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、キューバ、グルジア、ハンガリー、<u>カザフスタン</u>、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8850-9000MHz及び9200-9300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行业務にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.477 業務の種類地域差：アルジェリア、サウディ・アラビア、オーストリア、バハレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ジョルダン、クウェイト、レバノン、リベリア、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、スウェーデン、トリニダッド・トバゴ及びイエメンでは、固定業務による 9800-10000MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 S5.33 号参照)。</p> <p>S5.478 付加分配：アゼルバイジャン、ブルガリア、モンゴル、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、9800-10000MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行业務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.480 付加分配：<u>アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタ・リカ、キューバ、エル・サルヴァドル、エクアドル、グアテマラ、ホンデュラス、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ及びベネズエラ</u>では、10-10.45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>S5.481 付加分配：ドイツ、アンゴラ、<u>ブラジル、中国、コスタ・リカ、エル・サルヴァドル、エクアドル、スペイン、グアテマラ、日本、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パラグアイ、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、スウェーデン、タンザニア、タイ及びウルグアイ</u>では、10.45-10.5GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.477 業務の種類地域差：アルジェリア、サウディ・アラビア、オーストリア、バハレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、<u>大韓民国</u>、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ジョルダン、クウェイト、レバノン、リベリア、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、スウェーデン、トリニダッド・トバゴ及びイエメンでは、固定業務による 9800-10000 MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 S5.33 号参照)。</p> <p>S5.478 付加分配：アゼルバイジャン、ブルガリア、<u>カザフスタン</u>、モンゴル、キルギス、スロヴァキア、チェッコ、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、9800-10000MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行业務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.480 付加分配：ブラジル、コスタ・リカ、エクアドル、グアテマラ、ホンデュラス<u>及び</u>メキシコでは、10-10.45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>S5.481 付加分配：ドイツ、アンゴラ、中国、エクアドル、スペイン、日本、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、朝鮮民主主義人民共和国、スウェーデン、<u>タンザニア及び</u>タイでは、10.45-10.5GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.483</p> <p>付加分配：サウディ・アラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、パハレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、中国、コロンビア、大韓民国、コスタ・リカ、エジプト、アラブ首長国連邦、グルジア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ジョルダン、カザフスタン、クウェイト、ラトヴィア、レバノン、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、カタル、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、イエメン及びユーゴスラヴィアでは、10.68-10.7GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。この分配の使用は、1985年1月1日までに運用を開始した無線局に限る。</p> <p>(略)</p> <p>S5.484A</p> <p>固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.95-11.2GHz(宇宙から地球)、11.45-11.7GHz(宇宙から地球)、<u>第二地域の</u> 11.7-12.2GHz(宇宙から地球)、第三地域の 12.2-12.75GHz(宇宙から地球)、第一地域の 12.5-12.75GHz(宇宙から地球)、13.75-14.5GHz(地球から宇宙)、17.8-18.6GHz(宇宙から地球)、19.7-20.2GHz(宇宙から地球)、27.5-28.6GHz(地球から宇宙)及び 29.5-30GHz(地球から宇宙)の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9.12 号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には非静止衛星固定衛星業務のシステムのための完全な調整情報又は通告情報、<u>また</u>それが適当な場合には静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ無線通信規則第 S5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で、運用されなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.483</p> <p>付加分配：サウディ・アラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、パハレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、中国、コロンビア、大韓民国、コスタ・リカ、エジプト、アラブ首長国連邦、グルジア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ジョルダン、カザフスタン、クウェイト、ラトヴィア、レバノン、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、<u>パキスタン</u>、カタル、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、イエメン及びユーゴスラヴィアでは、10.68-10.7GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。この使用は、1985年1月1日までに運用を開始した無線局に限る。</p> <p>(略)</p> <p>S5.484A</p> <p>固定衛星業務の非静止衛星システムによる<u>第二地域の</u> 10.95-11.2GHz(宇宙から地球)、11.45-11.7GHz(宇宙から地球) <u>及び</u> 11.7-12.2GHz(宇宙から地球)、第三地域の 12.2-12.75GHz(宇宙から地球)、第一地域の 12.5-12.75GHz(宇宙から地球)、13.75-14.5GHz(地球から宇宙)、17.8-18.6GHz(宇宙から地球)、19.7-20.2GHz(宇宙から地球)、27.5-28.6GHz(地球から宇宙)及び 29.5-30GHz(地球から宇宙)の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9.12 号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には非静止衛星固定衛星業務のシステムのための完全な調整情報又は通告情報、<u>又</u>それが適当な場合には静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ無線通信規則第 S5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信を迅速に除去できるような方法で、運用されなければならない。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.487A 付加分配：第一地域では11.7-12.5GHz、第二地域では12.2-12.7GHz及び第三地域では11.7-12.2GHzの周波数帯は、非静止衛星システムに限り、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第S9.12号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には非静止衛星固定衛星業務のシステムのための完全な調整情報又は通告情報、又それが適当な場合には静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する放送衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ無線通信規則第S5.43A号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で、運用されなければならない。</p> <p>S5.488 第二地域での固定衛星業務の静止衛星通信網による11.7-12.2GHzの周波数帯の使用は、決議第77(WRC-2000)の規定に従うことを条件とする。 第二地域での放送衛星業務による12.2-12.7GHzの使用については無線通信規則付録第S30号を参照すること。 (略)</p> <p>S5.492 無線通信規則付録第S30号に掲げる適当な地域計画に基づく又は第一地域及び第三地域リストに含まれる放送衛星業務の局に対する割当ては、その送信が、それが適当な場合には、その計画又はリストに従って運用する放送衛星業務の送信と比べて大きな混信を生じさせず、又は混信からの大きな保護を必要としないことを条件として、固定衛星業務(宇宙から地球)の送信にも使用することができる。 (略)</p>	<p>S5.487A 付加分配：第一地域では11.7-12.5GHz、第二地域では12.2-12.7GHz及び第三地域では11.7-12.2GHzの周波数帯は、非静止衛星システムに限り、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第S9.12号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には非静止衛星固定衛星業務のシステムのための完全な調整情報又は通告情報、又それが適当な場合には静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する放送衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ無線通信規則第S5.43A号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信を迅速に除去できるような方法で、運用されなければならない。</p> <p>S5.488 第二地域での固定衛星業務の静止衛星通信網による11.7-12.2GHzの周波数帯の使用は、決議第[COM5/18](WRC-2000)の規定に従うことを条件とする。 第二地域での放送衛星業務による12.2-12.7GHzの使用については無線通信規則付録第S30号を参照すること。 (略)</p> <p>S5.492 無線通信規則付録第S30号に掲げる適当な地域計画に基づく又は第一地域及び第三地域リストに含まれる放送衛星業務の局に対する割当ては、その送信がその計画又は第一地域及び第三地域リストに従って運用する放送衛星業務の送信と比べて大きな混信を生じさせず、又は混信からの大きな保護を必要としないことを条件として、固定衛星業務(宇宙から地球)の送信にも使用することができる。 (略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.495 付加分配：ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、デンマーク、フランス、ギリシャ、リヒテンシュタイン、モナコ、ウガンダ、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スイス、タンザニア、テュニジア及びユーゴスラヴィアでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>S5.496 付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は一次的基础で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。ただし、これらの業務の局は、この脚注に掲げていない第一地域の国の固定衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせてはならない。これらの地球局の調整は、この脚注に掲げる国の固定局及び移動局に対しては必要としない。固定衛星業務に関して無線通信規則第 S21 条表 S21-4 に定める地表面での電力束密度の制限は、この脚注に掲げる国の領内に適用しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5.500 付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウディ・アラビア、バハレーン、ブルネイ、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ジョルダン、クウェイト、レバノン、マダガスカル、マレーシア、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、パキスタン、カタール、シリア、セネガル、シンガポール、スーダン、チャード及びテュニジアでは、13.4-14GHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>S5.501 付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、ハンガリー、日本、モンゴル、キルギス、ルーマニア、イギリス及びトルクメニスタンでは、13.4-14GHz の周波数帯は、一次的基础で無線航行业務にも分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.495 付加分配：ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、デンマーク、フランス、ギリシャ、リヒテンシュタイン、モナコ、<u>ノールウェー</u>、ウガンダ、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スイス、<u>タンザニア</u>、テュニジア及びユーゴスラヴィアでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>S5.496 付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、キルギス、<u>トルクメニスタン及びウクライナ</u>では、12.5-12.75GHz の周波数帯は一次的基础で固定業務及び航空移動を除く移動業務にも分配する。ただし、これらの業務の局は、この脚注に掲げていない第一地域の国の固定衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせてはならない。これらの地球局の調整は、この脚注に掲げる国の固定局及び移動局に対しては必要としない。固定衛星業務に関して無線通信規則第 S21 条表 S21-4 に定める地表面での電力束密度の制限は、この脚注に掲げる国の領内に適用しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5.500 付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウディ・アラビア、バハレーン、ブルネイ、カメルーン、<u>大韓民国</u>、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ジョルダン、クウェイト、レバノン、マダガスカル、マレーシア、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、パキスタン、カタール、シリア、セネガル、シンガポール、スーダン、チャード及びテュニジアでは、13.4-14GHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務にも分配する。</p> <p>S5.501 付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、<u>ブルガリア</u>、ハンガリー、日本、モンゴル、キルギス、ルーマニア、イギリス、<u>トルクメニスタン及びウクライナ</u>では、13.4-14GHz の周波数帯は、一次的基础で無線航行业務にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.502</p> <p>13.75-14GHz の周波数帯においては、固定衛星業務の地球局は、最も空中線口径が小さい空中線は 4.5m としなければならず、等価等方ふく射電力は 68dBW 以上になるようにし、85dBW を超えてはならない。また、無線標定業務又は無線航行業務の無線局の発射の 1 秒間の平均が、等価等方ふく射電力で 59dBW を超えてはならない。個々の等価当方ふく射電力が 68dBW 未満の地球局と共に運用する固定衛星業務の受信宇宙局への割当ての保護は、無線通信規則に従って運用する無線標定及び無線航行業務の無線局の運用に制限を課してはならない。無線通信規則第 S5.43A 号は適用されない(決議第 733(WRC-2000)参照)。</p> <p>S5.503</p> <p>13.75-14GHz の周波数帯では、事前公表の情報が 1992 年 1 月 31 日より前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局は、固定衛星業務の局と同等に運用でき、同日から後に受領された宇宙研究業務の新しい静止宇宙局については、二次的基礎で運用する。</p> <p>1992 年 1 月 31 日より前に無線通信局に受領された事前公表の宇宙研究業務の静止宇宙局が運用を終了するまでは、</p> <p>(a) 13.772-13.778GHz の周波数帯では、静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局からの等価等方電力密度も、6MHz 当たり 71dBW を超えてはならない。</p> <p>(b) 13.772-13.778GHz の周波数帯では、非静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局からの等価等方電力密度も、6MHz 当たり 51dBW を超えてはならない。</p> <p>固定衛星業務の宇宙局における電力束密度が、当該 6MHz における等価等方ふく射電力が 71dBW 又は 51dBW のいずれか適切な地球局の使用によって晴天時に生ずる値を超えない範囲で、降雨減衰を補償するために、この 6MHz の周波数範囲の等価等方ふく射電力密度増幅用の自動電力制御装置を使用しても良い。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.502</p> <p>13.75-14GHz の周波数帯においては、固定衛星業務の地球局は、最も空中線口径が小さい空中線は 4.5m としなければならず、等価等方ふく射電力は 68dBW 以上になるようにし、85dBW を超えてはならない。また、無線標定業務又は無線航行業務の無線局の発射の 1 秒間の平均が、等価等方ふく射電力で 59dBW を超えてはならない。個々に等価当方ふく射電力が 68dBW 未満の地球局と共に運用する固定衛星業務の受信宇宙局への割当ての保護は、無線通信規則に従って運用する無線標定及び無線航行業務の無線局の運用に制限を課してはならない。無線通信規則第 S5.43A 号は適用されない。<u>決議第[COM5/10](WRC-2000)を参照すること。</u></p> <p>S5.503</p> <p>13.75-14GHz の周波数帯では、事前公表の情報が 1992 年 1 月 31 日より前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局は、固定衛星業務の局と同等に運用でき、同日から後に受領された宇宙研究業務の新しい静止宇宙局については、二次的基礎で運用する。</p> <p>1992 年 1 月 31 日より前に無線通信局に受領された事前公表の宇宙研究業務の静止宇宙局が運用を終了するまでは、</p> <p>(a) 13.772-13.778GHz の周波数帯では、静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局からの等価等方電力密度も、6MHz 当たり 71dBW を超えてはならない。</p> <p>(b) 13.772-13.778GHz の周波数帯では、非静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局からの等価等方電力密度も、6MHz 当たり 51dBW を超えてはならない。</p> <p><u>それが適当な場合には、固定衛星業務宇宙局の場所における電力束密度が、晴天時にあって、6MHz 当たり 71dBW 又は 51dBW の等価等方電力による固定衛星業務の地球局による使用から生じる値を超えない範囲で、降雨減衰を補正するため、6MHz 当たりの等価等方電力を増加させるために自動電力制御装置を使用することができる。</u></p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.505 付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウディ・アラビア、バハレーン、バングラデシュ、ボツワナ、ブルネイ、カメルーン、中国、コンゴ共和国、大韓民国、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ジョルダン、クウェイト、レソト、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタル、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、セネガル、シンガポール、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、チャード及びイエメンでは、14-14.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.508 付加分配：ドイツ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、フランス、ギリシャ、アイルランド、アイスランド、イタリア、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、リビア、リヒテンシュタイン、ポルトガル、イギリス、スロヴェニア、スイス及びユーゴスラヴィアでは、14.25-14.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>S5.509 付加分配：日本では、14.25-14.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.505 付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウディ・アラビア、<u>オーストラリア</u>、バハレーン、バングラデシュ、ボツワナ、ブルネイ、カメルーン、中国、コンゴ共和国、大韓民国、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ジョルダン、クウェイト、レソト、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタル、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、セネガル、シンガポール、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、チャード及びイエメンでは、14-14.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.508 付加分配：ドイツ、<u>オーストリア</u>、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、フランス、ギリシャ、アイルランド、アイスランド、イタリア、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、リビア、リヒテンシュタイン、ポルトガル、イギリス、スロヴェニア、スイス、<u>トルコ</u>及びユーゴスラヴィアでは、14.25-14.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。</p> <p>S5.509 付加分配：日本<u>及びパキスタン</u>では、14.25-14.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動を除く移動業務にも分配する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.511A <u>15.43-15.63GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配される。固定衛星業務(宇宙から地球及び地球から宇宙)による15.43-15.63GHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第S9.11A号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフィーダーリンクに限定される。固定衛星業務(宇宙から地球)による15.43-15.63GHzの周波数帯の使用は、事前公表情報が無線通信局により2000年6月2日以前に受領されている移動衛星業務の非静止システムのフィーダーリンクに限定される。宇宙から地球への方向では、地球局を有害な混信から保護するための局地地平線上の最小地球局仰角及び利得並びに最小調整距離は、ITU-R勧告S.1341に従うものとする。15.35-15.4GHzの周波数帯の電波天文業務を保護するため、15.43-15.63GHzの周波数帯で運用する非静止移動衛星業務フィーダーリンク(宇宙から地球)システム内のすべての宇宙局から15.35-15.4GHzの周波数帯において照射される総電力束密度は、いかなる電波天文観測所においても、50MHzの周波数帯で時間率2%以上で-156dB(W/m²)のレベルを超えてはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.514 付加分配：アルジェリア、ドイツ、アンゴラ、サウディ・アラビア、オーストリア、バハレーン、バングラデシュ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カメルーン、コスタ・リカ、エル・サルヴァドル、アラブ首長国連邦、フィンランド、グアテマラ、ホンデュラス、インド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ジョルダン、クウェイト、リビア、ネパール、ニカラグア、オマーン、パキスタン、カタル、スロヴェニア、スーダン及びユーゴスラヴィアでは、17.3-17.7GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。無線通信規則第S21.3号及び第S21.5号に定める電力制限が適用される。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.511A 固定衛星業務(宇宙から地球(決議第123(WRC-97)参照)及び地球から宇宙)による15.43-15.63GHzの周波数帯の使用は、<u>移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダーリンクに限り、無線通信規則第S9.11A号に従った調整を行うことを条件とする。宇宙から地球方向においては、地球局を有害な混信から保護するための局地地平線上の最低地球局仰角及び利得並びに最低調整距離は、ITU-R勧告S.1341に従うものとする。宇宙から地球方向においては、15.35-15.4GHzの周波数帯を使用する電波天文業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。電波天文業務に対して有害となる混信のしきい値レベルと関連する地表面電力束密度の制限値はITU-R勧告RA.769-1に示されている。15.35-15.4GHzの周波数帯を使用する電波天文業務を保護するために特別な措置が必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.514 付加分配：アルジェリア、ドイツ、アンゴラ、サウディ・アラビア、オーストリア、バハレーン、バングラデシュ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カメルーン、コスタ・リカ、エル・サルヴァドル、アラブ首長国連邦、フィンランド、グアテマラ、ホンデュラス、インド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ジョルダン、クウェイト、リビア、ネパール、ニカラグア、オマーン、パキスタン、カタル、スロヴェニア、スーダン、<u>スウェーデン</u>及びユーゴスラヴィアでは、17.3-17.7GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。無線通信規則第S21.3号及び第S21.5号に定める電力制限が適用される。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.516 固定衛星業務(地球から宇宙)の静止衛星システムによる 17.3-18.1GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。固定衛星業務(地球から宇宙)のシステムによる第二地域の 17.3-17.8MHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限る。12.2-12.7 GHz の周波数帯における放送衛星業務のためのフィーダリンクによる第二地域の 17.3-17.8GHz の周波数帯の使用については、無線通信規則第 S11 条を参照すること。固定衛星業務の非静止衛星システムによる第一地域及び第三地域での 17.3-18.1GHz(地球から宇宙)及び第二地域での 17.8-18.1GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 S9.12 号の規定の適用を条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には非静止衛星固定衛星業務のシステムのための完全な調整情報又は通告情報、又それが適当な場合には静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ無線通信規則第 S5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で、運用されなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5.521 代替分配：ドイツ、デンマーク、アラブ首長国連邦、ギリシャ及びスロヴァキアでは、18.1-18.4GHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務、固定衛星業務(宇宙から地球)及び移動業務に分配する(無線通信規則第 S5.33 号参照)。また無線通信規則第 S5.519 号の規定も同様に適用される。</p> <p>S5.222 (未使用)</p> <p>S5.522A <u>18.6-18.8GHz の周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の発射は、それぞれ無線通信規則第 S21.5A 号及び第 S21.16.2 号に示す値に制限される。</u></p>	<p>S5.516 固定衛星業務(地球から宇宙)の静止衛星システムによる 17.3-18.1GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。固定衛星業務(地球から宇宙)のシステムによる第二地域の 17.3-17.8MHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限る。12.2-12.7 GHz の周波数帯における放送衛星業務のためのフィーダリンクによる第二地域の 17.3-17.8GHz の周波数帯の使用については、無線通信規則第 S11 条を参照すること。固定衛星業務の非静止衛星システムによる第一地域及び第三地域での 17.3-18.1GHz(地球から宇宙)及び第二地域での 17.8-18.1GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 S9.12 号の規定の適用を条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には非静止衛星固定衛星業務のシステムのための完全な調整情報又は通告情報、又それが適当な場合には静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ無線通信規則第 S5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信を迅速に除去できるような方法で、運用されなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>S5.521 代替分配：ドイツ、デンマーク、アラブ首長国連邦、ギリシャ、スロヴァキア及びチェッコでは、18.1-18.4GHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務、固定衛星業務(宇宙から地球)及び移動業務に分配する(無線通信規則第 S5.33 号参照)。また無線通信規則第 S5.519 号も同様に適用する。</p> <p>S5.522 <u>主管庁は、固定業務及び移動業務の局に対する割当てを行うに当たっては、18.6-18.8GHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の受動検知器に対し留意することを要請される。この周波数帯においては、主管庁は、受動検知器に対する混信の可能性を最小限にまで減少させるため、送信機からアンテナに供給される電力及び等価等方向く射電力をできる限り制限するよう努力するものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>S5.522B <u>固定衛星業務による 18.6-18.8GHz の周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が 20000km より大きい軌道を持つシステムに限定される。</u></p> <p>S5.522C <u>18.6-18.8GHz の周波数帯において、アルジェリア、サウディ・アラビア、バハレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ジョルダン、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、カタル、シリア、チュニジア及びイエメンでは、WRC-2000 の最終文書の発効日時時点で運用されていた固定業務システムは、無線通信規則第 S21.5A 号の制限を受けない。</u></p> <p>S5.523 <u>(未使用)</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.524 付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、サウディ・アラビア、バハレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、中国、コンゴ共和国、コスタ・リカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、ギニア、インド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ジョルダン、クウェイト、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタル、コンゴ民主共和国、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、タンザニア、チャード、トーゴ及びチュニジアでは、19.7-21.2GHz の周波数帯は一次的基础で固定業務及び移動業務にも分配する。この付加的使用は、19.7-21.2GHz の周波数帯における固定衛星業務又は一次業務で分配されている 19.7-20.2GHz の周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課してはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.523 <u>主管庁は、固定衛星業務の局に対する宇宙から地球への方向の周波数割当てを行うに当たっては、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の受動検知器に対する混信の可能性を減少させるため、18.6-18.8GHz の周波数帯における地表面での電力束密度を実行可能な限り制限することを要請される。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.524 付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、サウディ・アラビア、バハレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、中国、コンゴ共和国、<u>大韓民国</u>、コスタ・リカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、ギニア、インド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ジョルダン、クウェイト、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタル、コンゴ民主共和国、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、タンザニア、チャード、トーゴ及びチュニジアでは、19.7-21.2GHz の周波数帯は一次的基础で固定業務及び移動業務にも分配する。この付加的使用は、19.7-21.2GHz の周波数帯における固定衛星業務又は一次業務で分配されている 19.7-20.2GHz の周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課してはならない。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.537A <u>ブータン、インドネシア、イラン、日本、モルディヴ、モンゴル、ミャンマー、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国、スリ・ランカ、タイ及びヴィエトナムでは、27.5-28.35 GHz の周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)にも使用可能である。HAPS による 27.5-28.35GHz の周波数帯の使用は、HAPS から地上方向への運用に限定され、他の種類の固定業務システム又は他の一次業務に対して有害な混信を生じさせたり、また保護を要求したりしてはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.539 27.5-30GHz の周波数帯は、放送衛星業務のために定められたフィーダリンクのための固定衛星業務(地球から宇宙)にも用いられる。</p> <p>(略)</p> <p>S5.541A 29.1-29.5GHz(地球から宇宙)の周波数帯における非静止衛星による移動衛星業務のネットワークと静止衛星による固定衛星業務のネットワークのフィーダリンクは、両ネットワーク間の相互混信のレベルを下げながら必要なリンク性能を満たすような電力レベルで地球局からの送信が行われるように、アップリンクの適応電力制御又は他のフェード補償の手法を用いるものとする。この方法は、無線通信規則付録第 S4 号の調整情報が 1996 年 5 月 17 日以降に無線通信局に受領されたとみなされるネットワークについて、将来の権限ある世界無線通信会議において変更されるまで適用する。この日より前に無線通信規則付録第 S4 号の調整情報を提出した主管庁は、この手法をできる限り利用することが求められる。</p> <p>S5.542 付加分配：アルジェリア、サウディ・アラビア、バハレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、中国、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ギニア、インド、イラン、イラク、日本、ジョルダン、クウェイト、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、ソマリア、スーダン、スリ・ランカ及びチャードでは、29.5-31GHz の周波数帯は二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合には無線通信規則第 S21.3 号及び第 S21.5 号に定める電力制限値を適用する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>S5.539 27.5GHz-30GHz の周波数帯は、放送衛星業務のために定められたフィーダリンクのための固定衛星業務(地球から宇宙)にも用いられる。</p> <p>(略)</p> <p>S5.541A 29.1-29.5GHz(地球から宇宙)の周波数帯における非静止衛星による移動衛星業務のネットワークと静止衛星による固定衛星業務のネットワークのフィーダリンクは、両ネットワーク間の相互混信のレベルを下げながら必要なリンク性能を満たすような電力レベルで地球局からの送信が行われるように、アップリンクの適応電力制御又は他のフェード補償の手法を用いるものとする。この方法は、無線通信規則付録第 S4 号の調整情報が 1996 年 5 月 17 日から無線通信局に受領されたとみなされるネットワークについて、将来の権限ある世界無線通信会議において変更されるまで適用する。この日より前に無線通信規則付録第 S4 号の調整情報を提出した主管庁は、この手法をできる限り利用することが求められる。<u>この手法は、ITU-R においても見直される(決議第 121(WRC-97、改)参照)。</u></p> <p>S5.542 付加分配：アルジェリア、サウディ・アラビア、バハレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、中国、コンゴ共和国、<u>大韓民国</u>、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ギニア、インド、イラン、イラク、日本、ジョルダン、クウェイト、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、ソマリア、スーダン、スリ・ランカ及びチャードでは、29.5-31GHz の周波数帯は二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合には無線通信規則第 S21.3 号及び第 S21.5 号に定める電力制限値を適用する。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.543A <u>ブータン、インドネシア、イラン、日本、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国、スリ・ランカ、タイ及びヴィエトナムでは、31.0-31.3GHzの周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)により地上からHAPSの方向で使用可能である。HAPSを使ったシステムによる31.0-31.3GHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第S5.545号を考慮して、他の種類の固定業務システム又は他の一次業務に対して有害な混信を起こしたり、又は保護を要求したりしてはならない。31.0-31.3GHzの周波数帯におけるHAPSの使用は、ITU-R勧告SA.1029及びITU-R勧告RA.769に示された混信規準を考慮して、31.3-31.8GHzの周波数帯に一次分配を有する受動業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。上記に挙げた国の主管庁は、WRC-03まで、31.0-31.3GHz帯におけるHAPSの導入をこの周波数帯の下部(31.0-31.15GHz)に制限するよう要請される。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.545 業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モンゴル、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、宇宙研究業務による31-31.3GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>S5.546 業務の種類地域差：サウディ・アラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、フィンランド、グルジア、ハンガリー、イラン、イスラエル、<u>ヨルダン</u>、ラトヴィア、レバノン、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、イギリス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、トルコ及びウクライナでは、固定業務及び航空移動を除く移動業務による31.5-31.8GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>S5.547 31.8-33.4GHz、37-40GHz、40.5-43.5GHz、51.4-52.6GHz、55.78-59GHz及び64-66GHzの周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに使用可能である(決議第75(WRC-2000)及び決議第79(WRC-2000)参照)。主管庁は、これらの周波数帯に関する規制的规定を検討する際にこのことを考慮に入れるべきである。39.5-40GHz及び40.5-42GHzの周波数帯で固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムを導入する可能性があるため、主管庁は、適宜、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに対する制限をさらに考慮するべきである(決議第84WRC-2000)参照)。</p>	<p>(略)</p> <p>S5.545 業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、<u>ブルガリア</u>、グルジア、<u>カザフスタン</u>、モンゴル、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、宇宙研究業務による31-31.3GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>S5.546 業務の種類地域差：サウディ・アラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、<u>ブルガリア</u>、<u>エジプト</u>、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、フィンランド、グルジア、ハンガリー、イラン、イスラエル、<u>ヨルダン</u>、<u>カザフスタン</u>、ラトヴィア、レバノン、モルドヴァ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、イギリス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、トルコ及びウクライナでは、固定業務及び航空移動を除く移動業務による31.5-31.8GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>S5.547 31.8-33.4GHz、51.4-52.6GHz、55.78-59GHz及び64-66GHzの周波数帯は、固定業務の<u>高密度な用途</u>に利用可能である(決議第726(WRC-97)参照)。</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.547A <u>主管庁は、航空機上レーダーシステムの運用上の必要性を考慮して、31.8-33.4GHzの周波数帯における固定業務局と無線航空業務の航空機上局との間の混信を極力抑える可能な措置を取らなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.550 業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、<u>グルジア</u>、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、宇宙研究業務による34.7-35.2GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5.551AA <u>37.5-40GHz及び42-42.5GHzの周波数帯では、固定衛星業務の非静止衛星システムは、衛星からの送信による固定業務に対する混信のレベルを下げつつ必要なリンク性能を満たすような電力レベルとなるように、電力制御又は他の10dBのオーダーのダウンリンクフェード補償の手法を用いること。ダウンリンクフェード補償の方法の使用については、ITU-Rで研究中である(決議第84(WRC-2000)参照)。</u></p> <p>S5.551B (未使用)</p> <p>S5.551C (未使用)</p>	<p>S5.547A <u>固定業務による31.8-33.4GHzの周波数帯の使用は、決議第126(WRC-97)に従わなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.550 業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、<u>ブルガリア、カザフスタン</u>、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、宇宙研究業務による34.7-35.2GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第S5.33号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>S5.551B <u>固定衛星業務(宇宙から地球)による41.5-42.5GHzの周波数帯の使用は、決議第128(WRC-97)に従うことを条件とする。</u></p> <p>S5.551C <u>代替分配：第二地域及び第三地域のフランス海外県、大韓民国及びインドでは、40.5-42.5GHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務、放送衛星業務及び固定業務に分配する。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>S5.551D <u>(未使用)</u></p> <p>S5.551E <u>(未使用)</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.551G <u>42.5-43.5GHz の周波数帯における電波天文業務を保護するため、41.5-42.5GHz の周波数帯で運用する非静止衛星による固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)システムの宇宙局により 42.5-43.5GHz の周波数帯で生じる総電力束密度は、電波天文局において、いかなる 1MHz の周波数帯についても、時間率 2%以上で、-167dB(W/m²)を超えてはならない。42.0-42.5GHz の周波数帯で運用する静止衛星による固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)の局により 42.5-43.5GHz の周波数帯で生じる電力束密度は、電波天文局において、いかなる 1MHz の周波数帯についても、-167 dB(W/m²)を超えてはならない。これらの制限値は暫定的なものであり、決議第 128(WRC-2000、改)に従って見直される。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.553 43.5-47GHz 及び 66-71GHz の周波数帯においては、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 S5.43 号参照)。</p> <p>S5.554 43.5-47GHz、66-71GHz、95-100GHz、<u>123-130GHz、191.8-200GHz 及び 252-265GHz の周波数帯における特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線の使用は、移動衛星業務又は無線航行衛星業務に関連して使用する場合、</u>許される。</p>	<p>S5.551D <u>付加分配：アルジェリア、サウディ・アラビア、パハレーン、ベナン、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、イスラエル、ジョルダン、クウェイト、レバノン、リビア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、チュニジア及びイエメンでは、40.5-42.5GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。固定衛星業務によるこの周波数帯の使用は、決議第 134(WRC-97)に従わなければならない。</u></p> <p>S5.551E <u>固定衛星業務による 40.5-42.5GHz の周波数帯の使用は、決議第 134(WRC-97)に従わなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>S5.553 43.5-47GHz、<u>66-71GHz、95-100GHz、134-142GHz、190-200GHz 及び 252-265GHz の周波数帯においては、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 S5.43 号参照)。</u></p> <p>S5.554 43.5-47GHz、66-71GHz、95-100GHz、<u>134-142GHz、190-200GHz 及び 252-265GHz の周波数帯においては、特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線であっても、移動衛星業務又は無線航行衛星業務に関連して使用するときは、</u>許される。</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.555 付加分配：48.94-49.04GHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.556 51.4-54.25GHz、58.2-59GHz <u>及び</u> 64-65GHz の周波数帯においては、電波天文業務は、国内的合意に基づいて行うことができる。</p> <p>(略)</p> <p><u>S5.557A</u> <u>55.78-56.26GHz の周波数帯では、地球探査衛星業務(受動)の局を保護するため、固定業務局のアンテナへ送信機より送られる最大電力密度は、-26dB(W/MHz)に制限される。</u></p> <p>S5.558 55.78-58.2GHz、59-64GHz、66-71GHz、<u>122.25-123GHz、130-134GHz、167-174.8GHz 及び 191.8-200GHz</u> の周波数帯においては、航空移動業務の局は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 S5.43 号参照)。</p> <p>(略)</p>	<p>S5.555 付加分配：48.94-49.04GHz、<u>97.88-98.08GHz、140.69-140.98GHz、144.68-144.98GHz、145.45-145.75GHz、146.82-147.12GHz、250-251GHz 及び 262.24-262.76GHz</u> の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務に分配する。</p> <p>(略)</p> <p>S5.556 51.4-54.25GHz、58.2-59GHz、<u>64-65GHz、72.77-72.91GHz 及び 93.07-93.27GHz</u> の周波数帯においては、電波天文業務は、国内的合意に基づいて行うことができる。</p> <p>(略)</p> <p>S5.558 55.78-58.2GHz、59-64GHz、66-71GHz、<u>116-134GHz、170-182GHz 及び 185-190GHz</u> の周波数帯においては、航空移動業務の局は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 S5.43 号参照)。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.559 59-64GHzの周波数帯においては、無線標定業務の航空機に設置したレーダーは、衛星間業務に有害な混信を生じさせてはならないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第S5.43号参照)。</p> <p><u>S5.559A</u> <u>75.5-76GHzの周波数帯は、2006年まで、一次的基礎でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>S5.560A</u> <u>81-81.5GHzの周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。</u></p> <p>S5.561 <u>74-76GHzの周波数帯において、固定業務、移動業務及び放送業務の局は、放送衛星業務のための適切な周波数割当計画会議の決定に従って運用する固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。</u></p> <p><u>S5.561A</u> <u>日本では、固定衛星業務(地球から宇宙)による84-86GHzの周波数帯の使用は、静止衛星軌道を使った放送衛星業務のフィーダリンクに限定される。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>S5.562A</u> <u>94-94.1GHz及び130-134GHzの周波数帯における電波天文アンテナの主ビームに向けられた地球探査衛星業務(能動)の宇宙局からの送信は、いくつかの電波天文受信機に支障をきたすおそれがある。送信機及び関連する電波天文局を運用する宇宙業務運営体は、そのような事態を極力避けるため相互に運用を計画すべきである。</u></p> <p><u>S5.562B</u> <u>105-109.5GHz、111.8-114.25GHz、155.5-158.5GHz及び217-226GHzの周波数帯において、この分配の使用は、宇宙電波天文のみに限定される。</u></p>	<p>S5.559 59-64GHz <u>及び</u> 126-134GHzの周波数帯においては、無線標定業務の航空機に設置したレーダーは、<u>衛星間業務に有害な混信を生じさせてはならないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第S5.43号参照)。</u></p> <p>(略)</p> <p>S5.561 <u>84-86GHzの周波数帯において</u>は、固定業務、移動業務及び放送業務の局は、<u>放送衛星業務のための適当な周波数割当計画作成会議の決定に従って運用する放送衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。</u></p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p><u>S5.562C</u> <u>衛星間業務による 116-122.25GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。すべての条件下及びすべての変調方式に対して、地球表面より 0km から 1,000km の高度また受動検知器が存在するすべての静止軌道位置の近くで、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、すべての到来角度において 148dB(W/(m²·MHz)) を超えてはならない。</u></p> <p><u>S5.562D</u> <u>付加分配：大韓民国では、128-130GHz、171-171.6GHz、172.2-172.8GHz 及び 173.3-174 GHz の周波数帯は、2015 年まで、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。</u></p> <p><u>S5.562E</u> <u>地球探査衛星業務（能動）に対する分配は、133.5-134GHz の周波数帯に限定される。</u></p> <p><u>S5.562F</u> <u>155.5-158.5GHz の周波数帯では、地球探査衛星（受動）及び宇宙研究（受動）業務に対する分配は 2018 年 1 月 1 日で終了する。</u></p> <p><u>S5.562G</u> <u>155.5-158.5GHz の周波数帯における固定業務及び移動業務への分配の発効日は、2018 年 1 月 1 日である。</u></p> <p><u>S5.562H</u> <u>衛星間業務による 174.8-182GHz 及び 185-190GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。すべての条件下またすべての変調方式に対して、地球表面より 0km から 1,000km の高度また受動検知器が存在するすべての静止軌道位置の近くで、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、すべての到来角度において 144dB(W/(m²·MHz)) を超えてはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>S5.563A</u> <u>200-209GHz、235-238GHz、250-252GHz 及び 265-275GHz では、大気成分を調べるため、地上設置型受動大気検知を行う。</u></p> <p><u>S5.563B</u> <u>237.9-238GHz の周波数帯は、宇宙機搭載雲レーダーの場合のみ、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)にも分配する。</u></p>	<p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>S5.564 (未使用)</p> <p>S5.565 275-1000GHz の周波数帯は、<u>主管庁による様々な能動業務及び受動業務の実験及び開発に使用可能である。</u>この周波数帯では、<u>受動業務による以下のスペクトル線測定の必要性が特定されている。</u> <u>電波天文業務：275-323GHz、327-371GHz、388-424GHz、426-442GHz、453-510GHz、623-711GHz、795-909GHz 及び 926-945GHz</u> <u>地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)：275-277GHz、294-306GHz、316-334GHz、342-349GHz、363-365GHz、371-389GHz、416-434GHz、442-444GHz、496-506GHz、546-568GHz、624-629GHz、634-654GHz、659-661GHz、684-692GHz、730-732GHz、851-853GHz 及び 951-956GHz</u> この広範な未開発のスペクトル領域における将来の研究によって、<u>受動業務に関連するスペクトル線及び周波数帯がさらに見出される可能性がある。</u>主管庁は、<u>上記の周波数帯における分配表が定まる日まで</u>、これらの受動業務を有害な混信から保護するため、<u>実行可能なすべての措置を執ることを要請される。</u></p>	<p>S5.564 <u>付加分配：ドイツ、アルゼンティン、スペイン、フィンランド、フランス、インド、イタリア及びオランダでは、261-265GHz の周波数帯は、一次的基础で電波天文業務にも分配する。</u></p> <p>S5.565 主管庁は、<u>275-400GHz の周波数帯を種々の能動業務及び受動業務の実験及び開発のために使用することができる。</u>この周波数帯においては、<u>受動業務の次のスペクトル線の需要が確認されている。</u> <u>電波天文業務：278-280GHz 及び 343-348GHz</u> <u>宇宙研究業務(受動)及び地球探査衛星業務(受動)：275-277GHz、300-302GHz、324-326GHz、345-347GHz、363-365GHz 及び 379-381GHz</u> この広範な未開発スペクトル領域における将来の研究によって、<u>受動業務に興味深いスペクトル線及び周波数帯が更に見いだされる可能性がある。</u>主管庁は、<u>次の権限ある世界無線通信主管庁会議まで</u>、これらの受動業務を有害な混信から保護するため、<u>実行可能なすべての措置を執ることを要請される。</u></p> <p>S5.[XXX1] <u>S5.418 に掲げる第三地域の国においては、無線通信規則付録第 S4 号の完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日より後に受理された放送衛星業務（音声）における非静止衛星システムによる 2630-2655MHz 帯の使用は、無線通信規則付録第 S4 号の完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日より後に受理されたときみなされる静止衛星通信網に対し、無線通信規則 S9.12A 号の規定に従うことを条件とするが、無線通信規則第 S22.2 号は適用しない。無線通信規則第 S22.2 号は、無線通信規則付録第 S4 号の完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 3 日より前に受理されたときみなされる静止衛星通信網に対し適用されなければならない。放送衛星業務（音声）の非静止衛星システムによるこの周波数帯の使用は、決議第 [COM4/6] (WRC-2000) の規定に従うことを条件とし、そのようなシステムは決議第 528 (WARC-92) の従わなければならない。</u></p>

変 更 案	現 行
	<p>S5. [XXX2] <u>無線通信規則付録第 S4 号の完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日より後に受理された非静止衛星システムによる 2630-2655MHz 帯の使用は、無線通信規則第 S9.12 号の規定の適用に従うことを条件とする。決議第 [COM4/6] (WRC-2000) が適用される。</u></p> <p>S5. [XXX3] <u>無線通信規則付録第 S4 号の完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日より後に受理された静止衛星システムによる 2630-2655MHz 帯の使用は、放送衛星業務（音声）の非静止衛星システムに対し、無線通信規則第 S9.13 号の規定の適用に従うことを条件とし、かつ無線通信規則第 S22.2 号は適用しない。決議第 [COM4/6] (WRC-2000) が適用される。</u></p> <p>S5. NGSQ <u>37.5-40GHz 及び 42-42.5GHz の周波数帯では、非静止衛星固定衛星業務システムは、固定業務に対する混信のレベルを下げ必要なリンク性能を満たすような電力レベルで衛星からの送信が行われるように、10dB 程度の電力制御又はダウンリンクフェード補償の他の手法を用いるものとする。ダウンリンクフェード補償の手法の使用は ITU-R により研究中である（決議第 [COM5/28] (WRC-2000) 参照）。</u></p> <p>S5. RAS <u>42.5-43.5GHz の周波数帯の電波天文業務を保護するために、41.5-42.5GHz の周波数帯で運用する非静止衛星の固定衛星業務（宇宙から地球）又は放送衛星業務（宇宙から地球）のシステムのすべての宇宙局によって生じる 42.5-43.5GHz の周波数帯の総合電力束密度は、電波天文局の設置場所で、2 パーセント以上の時間において任意の 1MHz 当たり -167dB(W/m²) を超えてはならない。42.0-42.5GHz の周波数帯で運用する静止衛星の固定衛星業務（宇宙から地球）又は放送衛星業務（宇宙から地球）の局によって生じる 42.5-43.5GHz の周波数帯の電力束密度は、電波天文局の設置場所で、任意の 1MHz 当たり -167dB(W/m²) を超えてはならない。これらの制限は暫定的であり決議第 128 (WRC-2000、改) に従って見直される。</u></p>

